

平成30年第3回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成30年9月26日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 5 2 号 西郷村奨学金返還支援基金条例
- 日程第 2 議案第 5 3 号 西郷村道路線の認定について
- 日程第 3 議案第 5 4 号 白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成29年度施工川谷由井ヶ原線道路改良舗装工事請負変更契約について
- 日程第 4 議案第 5 5 号 白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成30・31年度債務負担行為川谷由井ヶ原線道路改良舗装工事請負契約について
- 日程第 5 議案第 5 6 号 白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成30・31年度債務負担行為（仮称）雪割橋床版・橋面工事請負契約について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 土地の取得について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 平成29年度西郷村歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 平成29年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 平成30年度西郷村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 6 1 号 平成30年度西郷村墓地特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 6 2 号 平成30年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 6 3 号 平成30年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 6 4 号 平成30年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第 6 5 号 平成30年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 報告第 4 号 平成29年度西郷村財政健全化判断比率の報告について
- 日程第16 報告第 5 号 平成29年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について
- 追加日程第1 議案第 6 6 号 西郷村教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第2 議案第 6 7 号 西郷村教育委員会委員の任命について
- 追加日程第3 議案第 6 8 号 西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第17 請願・陳情に対する委員長報告
・文教厚生常任委員会
請願第 2 号 学校給食費の無料化を求める請願
請願第 3 号 「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願
- 追加日程第5 発議第 4 号 学校給食費の無料化を求める意見書の提出について
- 日程第18 議員派遣の件
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中における継続審査の結果について

- 日程第 2 0 産業建設常任委員会の閉会中における継続審査の結果について
- 日程第 2 1 文教厚生常任委員会の閉会中における継続審査の結果について
- 日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 2 3 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 4 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 5 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 6 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 2 7 閉会

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	真船 貞君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課 主幹兼 課長補佐	鈴木義和君	放射能対策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
建 設 課 長	鈴木茂和君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	相川 晃君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、説明員につきまして、本日、住民生活課長欠席のため、代理者として住民生活課主幹、鈴木義和君が出席しております。

以上、変更がありますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） 次に、ここで議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案3件並びに諮問1件が追加提案されました。

おはかりをいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 配布漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第66号～議案第68号及び諮問第1号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました議案3件、諮問1件につきましては、日程第16の次に追加日程第1、議案第66号、追加日程第2、議案第67号、追加日程第3、議案第68号、追加日程第4、諮問第1号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第66号から追加日程第4、諮問第1号まで一括して上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（白岩征治君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（白岩征治君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 平成30年第3回西郷村議会定例会追加議案についてご説明申し上げます。

本日、追加提案いたしますのは、議案第66号「西郷村教育委員会教育長の任命について」のほか、人事に関する議案が2件の計3議案と、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の1件でございます。

まず、議案第66号「西郷村教育委員会教育長の任命について」のご説明を申し上げます。

現教育長の鈴木且雪氏は、平成27年11月1日から教育長としての職責を果たしてまいりましたが、平成30年10月31日をもって任期満了となることに伴い、再度教育委員会の教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定によりまして、3年間でございます。

鈴木且雪氏は、37年間教職に奉じ、村立川谷小学校校長、村立小田倉小学校校長などを歴任されました。平成27年11月1日からは教育長として児童・生徒の学力向上、教員の指導、教育環境の整備などを行ってきました。これらの実績、豊富な経験から、本村教育行政のさらなる進展にその力を注いでいただけるものと考え、提案するものでございます。

次に、議案第67号「西郷村教育委員会委員の任命について」のご説明を申し上げます。

現在本村において4名の教育委員会委員を任命しておりますが、勝又千賀子氏が平成30年10月17日をもって任期満了となることに伴い、再度教育委員会の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

勝又千賀子氏は、学校教育並びに社会教育関係の委員を歴任し、平成22年9月に議会の同意をいただき、西郷村教育委員会委員に就任以来、教育向上には多大なる実績を残されてきたところでもあります。温厚なその人柄、信望も厚く、本村の教育行政のさらなる進展にご尽力をいただけるものと確信し、提案するものであります。

次に、議案第68号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」のご説明を申し上げます。

現在3名の固定資産評価審査委員会委員を選任しておりますが、有賀春雄氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となることに伴い、再度委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

有賀春雄氏は、平成24年10月から固定資産評価審査委員会委員を務められ、その職責の重大さを認識されております。今後とも公平かつ公正な立場で識見を生かし

ていただけるものと確信し、提案するものでございます。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」のご説明を申し上げます。

現在本村において6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち菅野美代子氏が平成30年12月31日をもって任期満了となることに伴い、後任の候補者として會田千香子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

會田千香子氏は、昭和55年3月に大学を卒業後、同年4月に現在の白河市立表郷小学校で教職につかれて以来、34年間の長きにわたり児童・生徒の指導に当たられました。長年の義務教育者としての経験により、人権擁護に対する深い理解と熱意も有しておられますので、新任の候補者として推薦いたしたく、諮問するものでございます。

以上、本日追加提案いたしました議案、諮問についてご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第52号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第52号に対する質疑を許します。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番藤田です。議案第52号について質疑いたします。

この議案は、西郷村若者定住雇用促進事業として奨学金の返還を5年間助成するというのですが、今学生の2人に1人が奨学金を借りています。卒業後は多額の返還と利子は若者には大変な負担となっております。今回の支援事業については、私も賛同するところでございます。

この議案につきましては、19日の一般質問終了後、担当課長から説明があり、大まかなことは理解をしましたが、説明のみでしたので、何点か質疑したいと思います。

はじめに、この制度は、資料を見ると、平成28年度税制改正で創設された平成31年度までの制度となっておりますけれども、平成31年度ということでは、来年度で終わるわけですけれども、引き続き継続して西郷村では実施していくということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 7番藤田議員の質疑にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の制度につきましては、平成28年度から平成31年度までの4年間の事業となっております。ただ、国のほうにおきまして、総務省によりますと、ふるさと納税の期間を5年間延長するという方針を固めております。また、効果が大きい事業の寄附につきましては、税額控除の割合を3割から引き上げるという方針を固めておりますので、国の政策になります。平成31年度までとなっているものが平成36年度まで5年間期間が延長される見込みでございますので、村のほうといたしましても、国のほうの地域再生計画の再度提出とか、今後国の方針に基づきまして、

延長を考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国の政策なんで、これに沿ってやるということなんでしょうけれども、とりあえず5年間は延長が見通せるということで、この制度がその先国でどういう制度にしていくのか、まだ先は見えないんでしょうけれども、国の制度が終われば、村としても終わっていくという理解でよろしいんですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

国の制度はあくまでも企業が寄附した場合の税制の優遇措置に関してでございます。村の奨学金返還支援制度につきましては、この制度によらず、一度奨学金の返還支援を始めたら止めることができませんので、ある程度落ち着くまで、最低でも5年、10年にかかるかとは思っております。ですので、国のこの優遇制度がなく、企業からの優遇制度に基づく寄附がないとした場合でも、一般財源を充当いたしまして、事業に対応してまいりたいと考えております。

また、一般財源につきましても、企業版ふるさと納税以外にも、一般住民の方とか、企業から通常の一般寄附として人材育成として応援していただいている部分もございますので、そういった財源も一般財源に充当させまして、活用させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 先ほども申しましたけれども、今大変な厳しい状況で、学生たちも学校を終わるとすぐもう借金に追われてしまうという状況で、正社員もままならない状況なんで、ぜひ村としてはこれを続けていってほしいなとお願いをしたいと思っております。

さらに、対象者については理解しているところですが、対象人数は何名くらい予定というか、頭にあるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

対象者の人数については、これから募集いたしますので、どのくらいになるかというのはまだ把握はしていないところでございます。ただ、現在村の奨学金の貸与者、あとは日本学生支援機構の貸与者等を含めまして、あと村の今の募集の条件に合う人数、そういうのを勘案しますと、少なくとも5名から10名くらいは対象者がいるかと思っております。

今年度初めて導入するわけですので、現在村に居住があり、村の企業に勤務されている方等についても当然対象となってきますので、今年度についてはかなり支援対象者の募集が多いかと思っております。ただ、次年度以降については、新たな申し込みとなりますので、次年度以降は、先ほど申したとおり5名から10名程度になるのかなという感じしております。

なお、これから募集して人数は把握して、事業費を確定させていきたいと考えてお

りますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今年度は多いということで、募集をやった人を途中で切ったり、ここからだめよというわけにもいかないと思いますんで、その辺は理解していると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、対象になる企業として、よくある質問ですか、ここには詳しく出ていますけれども、対象になる企業の中に、今人材が少ないといわれている介護士や保育士等は含まれるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

今人材がかなり不足しているといわれる介護職の方、保育士の方につきましても、制限はしておりません。村の企業に勤める方、事業所に勤める方、また、農業であり、自営業、商店等の個人事業主であり、村に居住で村で就業するという条件で設定しておりますので、そういった規定はございません。

ただ、介護士、福祉士につきましても、福島県の社会福祉協議会でも奨学金制度を設けております。こちらの制度ですと、5年間そういった職につけば返還金の無料とかいう制度もございますので、その辺は重複しないような形で運用をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、この補助金の財源、企業ふるさと納税と一般財源からということなんですけれども、一般財源から幾ら出さなくてはいけないとか、そうしたものはないんでしょうか。あと、企業からの寄附が少なかったり、多かったりもすると思うんですけれども、その辺の決まりというか、基準は設けていないのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税の制度の実施に当たりまして、国のほうに地域再生計画を提出し、認定してもらう必要がございます。この制度におきまして、国のほうでは、企業からの寄附金は事業費の2分の1以内にするということがいわれております。そのため、寄附金につきましても、事業費が確定すれば、当然2分の1以内で基金の積み立てということになっております。

また、一般財源につきましても、先ほど申しましたが、やはり単独の一般財源というのは今後厳しくなってくることも予想されますので、企業版ふるさと納税を活用しないで、企業からも人材育成等の名目により寄附金は受領したいと考えております。

やはり2分の1というのが私もかなりひっかかっているところでありまして、事業費が確定しないと寄附が受けられないのかということにもなりますが、その辺は、基本はそうではありますが、必ずしも受けられないということにはなっていないと解釈しておりますので、できる限り多くの寄附を募りまして、財源に充当させていきたいと

考えております。

また、その年度によりまして、企業からの寄附についても多い、少ないという年度間の金額に差が生じることがあるかと思えます。ただ、基金として運用してまいりますので、その辺は年によって平準化されることも想定されますので、できるだけ多くの方に利用していただけるような形で基金の積み立ても行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ふるさと納税と一般財源、2分の1ということで決まりがあると。

寄附の2分の1以内、あと一般財源を使うということで設定されているということですが、すけれども、あと、寄附金が多く入った場合は積み立てをして、これは一般財源からの基金の積み立ては考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

基金への積み立てでございますが、先ほど申したとおり、企業版ふるさと納税で企業から寄附されるものが2分の1以内と決まっておりますので、例えば事業費が500万円であれば、企業版ふるさと納税を活用して企業から寄附は250万円以内で、事業費が500万円ですので、残りの250万円につきましては一般財源から積み立てるということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 最後にもう一つ、よくある質問で、Qの5ですか、村内で勤務していた労働者が転勤というか異動の場合は、対象となる場合もありますというのですけれども、出向とか、転勤、県外に、今はもう自分の意見は容赦なく、もう会社から命令されたら行くしかないという状況だと私は思うのですけれども、その辺も考慮して、これはいろいろ相談に乗るというか、話を聞いてやっていきたいということなんで、そういったことも考慮に入れながらやっていただきたいと思えますけれども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

転勤等によりまして、村外に勤務しましたが、支援対象になりますかというQ&Aの問いでございます。この件に関しましては、会社の都合で、例えば1年間東京都の本社とかに勤務することになった場合、本人の意思にかかわらず、会社の勤務命令ですので、逆らうことは通常できないものですから、1年勤務後におきまして、やはりまた戻ってくるということが会社のほうから書面等いただければ、それは継続して村内に勤務していることとみなしまして、継続して支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、状況によって今後いろいろなケースが出てくるかと思えます。その都度できるだけ多く本当に対象となるようなことを考えておりますので、そういった場合につ

いてはご相談いただきながら対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 村内から若者がいなくなってしまう、また、企業によっては若者が集まらないということも聞いています。白河地域の高校ではもう集まらないので、栃木県とか、そっちのほうまで声をかけて集めているという状況らしいんです。そういった意味では、こういった事業を進めて、こういった告知というか、周知の仕方をするかわからないんですけども、漏れのないようにやっていただきたいなと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑はございませんか。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木でございます。議案第52号について質疑させていただきます。

私この企業版ふるさと納税制度というのは、地方創生始まって、今西郷村で行っているふるさと納税、その1年後、2年後にもう出てきたと思います。課長、よく地方創生のいろいろを見た結果だったと思うんですけども、今までこれはもう平成28年度から改正になっていて出ていたんですけども、今まで出してこなかったというこれも一つでございますけれども、今まで西郷村は生産人口というか、それが増えていたんで、Uターン、Iターンに対する政策はなかったんです。ここにきて初めて、各地方では働く人がみんな中央に行ってしまうと。生産人口が減少しているという中で、いろいろIターン、Uターンに対する政策とってききましたが、我が西郷村では、基本的にIターン、Uターンに対する止める政策とか、来てもらう政策というのがほとんどない状況で、こういうのをきっかけとして、もう一度見直していただくとするのは大変結構なことでございますが、それに付随して、一つの政策だけでやるとおかしくなる話でございまして、基本的に地域に働く場所があるのかということでございます。特に大学生が都市部とか、そういうところで勉強してきて、いざ地元に戻って就職しましょうと。大卒で西郷に入ってきて、どのくらいの企業が受け入れてくれるのか、その辺の数字は持っているか、ちょっと質疑いたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 4番鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

大変申しわけございませんが、今現在のところ、そういった数字は持ち合わせておりません。ただ、村内の企業訪問、毎年1回、2回させていただいているところですが、その中で、一般的には高校卒業者の採用を望む声が多いところではありますが、一部の会社につきましては、高校生ではもう全然対応がし切れない状況になっておりますので、大学生も視野に入れて採用したいという企業さんも増えつつございます。現に大学生を採用している企業も数社存じておりますので、今後そういった形で大学生等の受け入れも多くなっていくのではないかと考えております。

ただ、逆に大学生から見ますと、村内の企業になかなか目を向けてくれないというところも、話を聞いておりますので、そういった企業側、大学生側、お互いにマッチングできるような形でいろいろと施策を展開させていただければと思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私はこういう一つの政策というか、こういう制度をつくるときには、トータル的な考え、そういうものをまず行政側ではお持ちであって、その中の一つとしてこれを提案するのは結構なことですけども、いざ大学を卒業してこの西郷に入ってこようと思っても、ほとんどの企業が高卒を受け入れる体制であって、大卒を受け入れる体制になっていない。ずっと昔から言っている話ですけども、企業誘致さえ最近行っていなかったというのが現状でございます。ですから、どちらが先かという、やはり働く場所を先に一生懸命考えなければならないというのが今課せられた課題ではないかなと思っております。そういう部分で片手間にならないように、こちらを出してきてくれるのは大変うれしいんですけども、そういう部分でそちらのほうをまずしっかりやっていただきたいなと思っております。

私が質疑したいのは、正規職員でないと受け入れてもらえない、この制度を使えないということがあるんですけども、今なかなか正規で事業者が、特に大きな事業者はとっていただけないという部分がありますけれども、西郷に住んでいて非正規であると、かえって年収というか、賃金が少ないんで、そちらのほうにかえってこういう制度を使っていたきたいなと思っておりますけれども、これは正規でないとだめなんでしょう。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

西郷村におきましては、現在白河管内での正規職員の有効求人倍率が1.43倍となっております。企業にとっては正規職員が集まらない、また、就職しても3年以内の離職率が5割に近いなど、企業にとって労働力不足はかなり深刻となっております。

議員が申されることも確かに理解するところではございます。ただ、例えば臨時職員等で収入が少なく家計に余裕がないなど、奨学金返済が困難な場合などは、制度上、返還猶予制度や減額返還制度、または所得連動返還など、そういった制度もございません。こうした制度を活用しながら、臨時職員から正職員になった段階におきまして、当該本村の奨学金支援制度を利用させていただければという考えでおります。

ただ、支援対象者につきましては、今回初めて募集するケースとなっております。当面は30歳未満で5年以上村に居住、就業する若者を対象としたいと考えておりますが、いろいろ今後さまざまなケースが出てくるかと思っておりますので、その中で対応させていただきたいと思っております。

ただ、5年間以上ある程度の期間を就業、かつ居住ということになっておりますので、非正規職員以外の方で、そういった5年以上本当に就業していただけるかということの認定をどうするかという問題も生じてくるところでございます。なお、その辺

につきましても、今後さらに検討を進めていきまして、募集等をかけていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 次の質問に5年という話をしようと思ったんですけども、会社に勤めて、そこにずっと勤めようと思っても、いろいろな事情、個人的や自分の事情もあるし、会社側の事情もあって、その5年間もし継続して勤められない場合、その場合はこの制度資金を返還しなければならないのかというのが質問なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

奨学金返還制度につきましては、全国で50くらいの自治体が今実施しております。その中で、多くの自治体におきましては、大体5年ないし8年その就業の実績を踏まえまして、一括して奨学金を支援するというのが約半分近くございます。あと3年以内というのかなり多くの自治体で実施しております。

今回西郷村で実施する事業につきましては、1年ごとに支援を行いたいと考えております。途中で離職した場合とか、村外へ転出した場合につきましては、その間までの金額については支援をしたいと考えております。それで返還はしないと。それ以降については支援は行わないということになります。ですので、基本的に5年以上が就業かつ居住という条件になっておりますので、その辺のこともよく審査いたしまして、できる限り途中で支援打ち切りとならないような形で運用させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 話の中に、村内にという言葉がよく出ました。住所が西郷にあって、これから見ると、村外で働いている人は対象にならないということなんですけれども、西郷に住所があれば、所得税等々は入ってきますよね。西郡で有効求人倍率が1.43倍です。西郷だけのものではないですよ、西白河郡が1.43なんですよね。そうすると、これはほかの議員も言っていたんですけども、おかしいだろうという話だったんです。村内でなくても西郷に住所さえあれば、白河に行っても、泉崎に行っても、生活圏が西郷にあれば、それも対象にすべきではないかというのは、この説明会を終わってどの議員も言っていたんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

当該事業は、本村におけます若者の労働力確保と移住・定住促進の両方の政策を一体的に取り組もうとするものでございます。このため、移住・定住政策の観点からは、議員が申されるとおり、当然西郷村に居住していただければ村外企業に勤めても支援すべきだということになるかと思っております。また、一方、労働力確保の観点から申し上げれば、村内企業にとりましては、かなり労働力確保は喫緊の課題となっております。

企業誘致をする際にも、近年では労働力が確保できるかが一番の関心事となっておりまして、また、地元企業からは、企業誘致すると人が持っていかれてしまうなどの声も上がっておるのも事実でございます。

また、この事業を実施するに当たりまして、企業版ふるさと納税という制度を活用いたします。こちらの寄附金につきましては、村内企業からの寄附金も財源とすることを検討しております。そうしますと、村内企業の方から寄附していただいたものに対して、村外企業への雇用の応援ということになりますと、なかなか村内企業から寄附の募集に当たりまして、賛同を得られるかということもちょっと疑念を生じるところであります。

今後、対象者の拡充についてはいろいろ検討してまいりたいと思いますが、当面は村内企業と、あと村内居住ということで実施してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 村内企業の話をしませけれども、村内に本社機能がある企業は、税制的に優遇されないと企業版ふるさと納税制度にありますよね。それで、これは国が決めた制度なんですね。ですから、村内にある企業が果たして税制の制度の対象にならないかというと、それほど納税していただけるというか、ここに賛同していただいて、寄附金を出してくれるというのは、なかなか難しいと思うんですけども、ある程度の西郷村内の企業からもこの制度にご理解いただいて寄附金を出していただけるというそういう希望は持っていらっしゃるんですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

村内に本社がある企業については、ほとんどございません。数社のみです。一般的に西郷村内にあるのは、工場、事業所ということになります。本社機能を持っているのは本当に限られた数社でございますので、大抵の事業所、企業につきましては、この企業版ふるさと納税の寄附対象企業ということになります。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） では、ある程度中堅以上の大きな企業をターゲットにしたということですね。そう理解します。

もう一つは、そうすると、地元で自営で経営している工場なり、そういうところに息子さんが帰ってきた場合、対象にはならないですね。なりますか。教えてください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

自営業、農業につきましては、やはり後継者問題というのがかなり深刻な問題と現在なっております。就業ですので、企業だけではなくて、例えば家業を継ぐとかした場合につきましては、こちらのほうでは対象とする予定となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今のは説明書に載っていたそうなので、失礼いたしました。

もう一つ、最後になりますけれども、西郷村でも人材育成基金、奨学金制度を設けております。これも大変使いづらい制度でございますので、そちらもあわせて、借りられるほうも、もっとも借りられるほうをもっと有意義に、企業版ふるさと納税制度がこちらの奨学金のほうにも使えればいいと思うんですけれども、この制度を奨学金制度、そちらのほうにも使っていただきたいというのが私の願いであるんですけれども、この制度はその奨学金のほうの制度にも使うことはできるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

議員申されるのが、生涯学習課で実施しております西郷村人材育成基金条例をつくりまして、奨学金の貸し付けのほうの制度だと思えます。今回提案しておりますのが、返還の支援のほうなんです。とどのつまり、借りるほうの制度と返還する際に支援を行う制度ということになっております。これは今回も支援対象の区分にもございますが、西郷村奨学資金を借りた場合、大体1年間に6万円の返還が必要となります。これが5年間行いますので、高校生で一時金として30万円借りた場合、5年で返済が終わると。その返済に関しまして、返済した金額を村のほうでも5年間の期間、あわせて支援を行うということですので、最初の1年返還するに当たりましては、当然自分で返還しなければいけないんですが、2年目以降については、こちらの返還支援制度を利用していただきますと、1年おくれで自己負担なしで返還が終了するということとなります。

ですので、その辺は貸与する制度と、あとは返還の支援をする制度と2つ分かれておりますが、必ずしもリンクしていないわけではなくて、その辺も考慮しながら制度設計をしているところと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今説明が下手くそでした。人材育成基金というのは、制度的に使いつらいという制度なんです。そこに金があるのもわかります。もっと融通のきくほかの奨学金制度も借りてでもこの制度が使えるように、もっとこっち側を抜本的に直してもらって、その原資としてこれを使えるかという話だったんですけれども、返還ではなくて、奨学金の給付のほうに使えるかという話だったんです。

それは、では別なところで話すとしまして、以上をもって質疑を終わらせていただきます。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑はございませんか。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番、議案第52号について質疑をしたいと思います。

そもそもが基金条例を制定することをはかっているわけですよね。何か話が非常に深いところに入っていつてしまったんですけれども、私はまず基本的に、この基金条例制定することに対して大いに賛成をする立場であります。時期にしてはちょっと遅かったのではないかというのを一くされしたいなと思うんです。

平成28年からこの制度、国からの企業版ふるさと納税方式ということで始まっていましたよね。お隣の白河市ではもっと早い段階で制定されていたのではないかと思います。うんですけれども、この辺の情報をつかんでいましたか、伺います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 11番上田議員の質疑にお答えいたします。

この制度は確かに平成28年度から制度が制定されております。現在奨学支援制度を活用している自治体は、福島県、いわき市の企業版ふるさと納税を活用した奨学金返還支援事業はこの2自治体でございます。企業版ふるさと納税制度につきましては、いろいろ奨学支援制度事業以外にも活用されているところでございます。

現在、平成28年度から今年7月6日までの平成30年度第1回申請までに認定された事業は、福島県内におきまして、福島県で2件、福島市をはじめ県内市町村では、7市町村10事業となっております。この12事業の内容といたしましては、空き家・空き店舗関係で1事業、就業支援関係で1事業、ものづくり関係で1事業、観光交流関係で7事業、芸術文化関係で1事業の計12事業となっております。

企業版ふるさと納税制度以外にも奨学金返還支援事業を行っている自治体はございますが、県内では喜多方市と三春町の2市町村でございます。ちょっと白河市につきまして、どのような事業を行っているかというのは、今把握してございませんので、申しわけございません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 平成28年度から企業版ふるさと納税方式で、村の今つくろうとしている条例と同じようなものというのは、福島県といわき市がやっていたと理解しているのかな。白河市についてはちょっと未確認ということで、私もきちんと確認をとれなかったんで、これは後々確認したいなと思うんです。

何が言いたいのかということは、結局平成28年度からこういう事業があったにもかかわらず、村はずっと見過ごしてきたという部分がありますよね。こういう情報は村に入ってきていますよね、国から。もっともっとアンテナを高くすべきなのではないですか。そうしたら、もっと1年、2年早くこういう事業が始められたのではないですか。このおくれというのは大きいと思います。これは担当する課、きちんと対応していただきたい。このことを申し上げたいと思います。

続いて、西郷村の奨学金の貸付制度ということで、私もこの場で3回ほど取り上げております。あとは真船副議長もこの場で質問されているのを私記憶があります。この質問の中で、奨学金を返すに当たって、なかなか子どもたちに手かせ足かせをかけてしまうのは大変だということで、企業からお願いをして、原資を積み上げて、その積み上げた原資から奨学金の返還分に充ててはどうかという話をしてきました。今回今のやりとりを聞いていると、いわゆる企業版ふるさと納税分で対応しよう。足りない分に関しては一般財源で対応すると。ようやくその次に出てくるのが篤志者から寄附を募る。これは条例案の中に出ています、第2条の中かな、篤志者からの寄附金額となっておりますけれども、ここをもっと重要視してほしいなと思うのです。

以前から言っているように、村に本社があって、企業版ふるさと納税が活用できないと言ったら変な言い方かもしれないけれども、恩恵に預かれない企業であっても、やはり村の子どもたちを一人でもいい人材を会社に残していただくというためには、そういった企業も協力を促したらいいのではないかと思います。そのことが今の質疑の中でやりとりが見えなかったので、ちょっと質疑に出てきました。これは村長にお願いしたいと思います。質疑したいと思います。

毎年村長は、年末年始にかけて村内の企業を回っていますよね。そのときに対して、やはり西郷村奨学金返還支援基金条例、こういった条例を制定すると、これから議会がどう判断しますかわかりませんが、条例が制定された場合においては、村長は年末年始に企業回りをしたときに、ぜひ協力をお願いしたいと、そういう意見を述べていただけるのかどうか、1点確認します。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに正月の初めに企業訪問しますので、今回条例が制定されれば、このことは大きくPRしていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） PRしていくということで、理解をしたいと思います。

企業に関しては、平成29年4月から法人住民税、この制度が大きく変わっています。これによってかなり企業のほうも税制的には優遇されているので、企業版ふるさと納税期間が5年間延長になったと言いましたけれども、この期間が終わっても協力いただける企業にPRをしていく必要があるだろうなというふうに思います。

あと、そのほか、先ほどよくある質問の中でいろいろな質疑が出ました。これに関しては要綱できちんと定めて、使いやすい制度にしていきたいというふうに思って、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「賛成討論」という声あり）

○議長（白岩征治君） 反対討論はないですか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） なければ、賛成討論をお願いいたします。

1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 1番松田隆志でございます。議案第52号に対して賛成の立場で討論いたします。

今回のこの条例に対する執行部の取り組みに対しましては、県内でも先ほど3番目の取り組みだということでありまして、積極的な姿勢に評価できるものではないかと思

ます。

今から4年前の2014年に、元総務大臣の増田寛也氏が「地方消滅」という衝撃的なタイトルの本を出版しました。その中で示した896もの消滅可能性都市が各方面で大きな波紋を投げかけたのは皆さんご承知のとおりだと思います。この「地方消滅」という問題提起は、多くの自治体が人口減少問題を議会で取り上げる契機となったとともに、政府の「骨太の方針」の中でもこの問題を取り上げ、この年に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地方創生がスタートしました。その中で、福島県の地方創生は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故が重い足かせとなりながらのスタートになりました。

そんな大災害があったにもかかわらず、日本経済は持ち直し、今年6月の有効求人倍率は全国で1.62倍、福島県においては1.48倍、先ほど商工観光課長は1.43倍と申し上げましたが、私の調べたところでは1.48倍というようなことで出ておりました。2011年の0.55倍という数字からは大きく数字を上げてまいりました。

今からちょうど10年ほど前に、西郷村は県内でも原発立地町村以外で初めてという普通交付税の不交付団体となりました。その後5年ほどで財政力指数が1を割り込み、再び交付団体となりましたが、西郷村の財政力指数は依然として高い数値を保っております。そして、この数値が高いのは、村に立地しているたくさんの企業経営者の方々の努力のたまものであることはもちろん、企業誘致に努力された歴代村長のご尽力であると深く感謝しております。

工業統計によれば、西郷村は製造品出荷額が平成27年度におきまして1,624億円と、須賀川市の1,508億円、二本松市の1,535億円を大きく上回っておりますが、それと比例して企業が求める求人も多く、逼迫している状況であると聞いております。ネットで調べておりましたら、パーソル総合研究所という研究機関があつて、そこの試算によると、2025年には583万人もの人手不足になるという報告があります。働き手が足りないということは、業界や企業の問題だけでなく、国全体の富を生み出す力が落ちるので、経済成長が止まります。これにより税収が落ち、医療や福祉、介護の維持ができないなどといった弊害が数多く出てまいります。これはまさしく国レベルで解決しなければならない深刻な問題であります。

そういった状況の中で、今回高橋村長の提案した西郷村奨学金返還支援基金条例は、若者の定住促進と企業の求人とがみごとにマッチしたまさに時宜を得た政策条例であり、地域産業の強化促進が期待できるものであります。地方創生といわれて久しいですが、地方創生に向けた取り組みは地方自治体間の競争であると私は思っております。人口維持、あるいは増加を目指していくためには、自治体がそれぞれの地域性や特徴などの個性、特色を生かさなければなりません。創意工夫を凝らした政策を打ち出し、魅力ある自治体を実現することにより、他地域からの住民を獲得することができます。事実、保育料の無料化や学校給食費無料化、さらに子ども医療費の無料化などを掲げて実施に移している自治体は、危機感から行動を起こし、自分の自治体の住みやすさ

をアピールすることで、住民が望むサービスに取り組んでいるのであります。これはまさしく自治体間の住民獲得競争であります。

先日の説明を聞いて、実施にあたって2つばかり検討していただきたい事項がありますので、申し上げます。

先ほど4番鈴木議員が質疑したところと重複いたしますが、申し上げます。

最初に、先日いただいた資料によれば、臨時的採用の方々は対象外となってしまいます。まして「補助金交付申請年度内に返還して償還金の額」が対象者となれば、西郷村に住居を構えながらもらえる人とそうでない人が生じることになりますので、今後検討の余地はあると考えます。

次に、平成27年度の国勢調査によれば、西郷村の昼夜間人口比率は、流出人口が5,165人、流入人口が5,008人と拮抗しております。白河市内と西白河郡に限れば、流出人口が3,774人、流入人口が3,839人であります。その中で今回の支援事業の対象となりそうな18歳から24歳までの若年者に限れば、流出人口は976人であります。つまり約1,000人の若者が西郷村に住んでいながら、白河市内と西白河郡内に働きに行っているわけでありまして、この事業の目的の一つに、地元企業の雇用の確保ということでありまして、これに村外で働く若者のことも考慮すれば、実施にあたり今後門戸を広げる必要があるのではないかと考えます。

ただいま申し上げた2点について、難しい判断を求められるでしょうが、村長の政治力に期待するものであります。

この国の政策によって結果的に各自治体間の連携を促していくことで、国全体として地方創生の効果が大きくなるというのが国の描いたシナリオならば、そのシナリオに乗らない手はありません。この条例を機に、西郷村がますます住みよい高齢化率の低くて生き生きとした、それこそ私の望む持続可能な社会を築く第一歩となることを信じております。

以上、議案第52号に対する賛成討論といたします。

○議長（白岩征治君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号「西郷村奨学金返還支援基金条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで質疑の途中ではありますが、午前11時25分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前 11 時 25 分）

◎議案第 53 号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第 53 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 53 号「西郷村道路線の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第 3、議案第 54 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 54 号「白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成 29 年度施工川谷由井ヶ原線道路改良舗装工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第 4、議案第 55 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第55号「白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成30・31年度債務負担行為川谷由井ヶ原線道路改良舗装工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第5、議案第56号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第56号「白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成30・31年度債務負担行為(仮称)雪割橋床版・橋面工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第6、議案第57号に対する質疑を許します。

12番後藤功君。

○12番(後藤 功君) 12番、議案第57号に対して質疑します。

土地の取得ということなのですが、これは岩下団地だと思うのです。今までは借りていたということです。今回なぜ取得するというその理由をまずお聞きします。

○議長(白岩征治君) 建設課長。

○建設課長(鈴木茂和君) 12番後藤議員のご質疑にお答えいたします。

今回のなぜ土地の取得をするのかというご質疑でございますが、ご承知のとおり、岩下団地、借地ということで、昭和60年から現在に至っております。借地料ということで、三十数年間にわたり支払いをしているところなのですが、借地はずっと借地料がそのままずっと払い続けるというようなことで、以前に議会のほうからも取得したらどうかということは、いつだかちょっと忘れてしまったんですが、そういうお話もございまして、建設課といたしましても、所有地とさせていただきたいということで、長年にわたり住宅の取得に向けて地権者の方と交渉というか、お願いをしていたところでございます。今般ようやくいろいろ建設課の職員、長年そういうふうな交渉の結果、協力いただけるというようなことで、今回の議案提出ということに至ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 取得価格が1億527万8,600円、そうすると、面積が6,281平方メートル、6反2畝ちょっとだね。大体坪に直すと1,900坪を超えるのかな。坪当たり5万数千円くらいです。今まで借地として1年間に借地料を幾ら払って、三十数年間の累計で幾らお支払いになったのか。まずそれを聞きます。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

今までなんですが、約8,000万円、年間で280万円程度です。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） そうすると、8,000万円今まで借地料として払っていたと。今回1億5,000万円を超える金額で取得するということは、地主さんも大分おいしかったらうなど。8,000万円の借地料で、今度は最後は1億500万円の価格で売れたということは、本当に私もその立場になったらこんなにいい話はないと。それはそれでいいのですけれども、それで、今回なぜ買うことになったのかという理由は、いろいろいつまでも借地してもしようがないだろうということですよ。

地主から買ってくれと、率直にそういう高橋村長の友達か何かかわからない、特別今回村長にお願いして買ってもらいたいとか、そういうことはなかったですか。あったとは言わないだろうけれどもな。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

この土地の購入につきましては、長年、前々から交渉とかしていますので、そういうことは、私らはなかったとっておりますので。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今の話は私もちょっとあれなんですけれども、要するに、公共財産、それで、私はコストという面から考えてみたんです。あそこに今何所帯が入居していますか、岩下団地は。所帯数、それで家賃が幾らか、平均。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

入居戸数は48戸です。家賃は収入によってそれぞれ違うんですが、平均で2万2,000円ということでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今48所帯が入っていると。そして、家賃が平均2万2,000円くらいで入れると。村営住宅だから格安です。それで、そのコスト、底地が要するに1億500万円だと。そして、坪当たりになると5万数千円、そこに普通の貸し家と持ち家ではちょっと比較、同列にはどうかと思うんですが、持ち家で、例えば100坪取得して、坪5万円としても500万円かかるわけです、土地。それから、上物の建物が2,000万円なら2,000万円。そうすると、2,500万円

かかる。それからいろいろ税金、もろもろ買ったらともっとかかると。一般の持ち家の人というのは、そのくらいのコストを払わないと入れない。

だから、村営住宅の趣旨というのは私もわかります。低廉な値段でとにかく入れるようにする、そういう配慮はもちろんわかります。しかし、今原資となるどれだけ、要するに皆さんの村民の税金を使ったのかと。48所帯のために1億500万円、それから、過去に8,000万円。税金というのは村はとっていないわけですからね、固定資産税。今度は発生するけれども。そうすると、そういう多額な金の上にわずか2万2,000円で入っているということはどうなんだろうかと私は。要はそれだけの原資を、税金をつぎ込んでいるんだから、民間の不動産会社だったら、そんな原価割りしてとか、そんな格安では入れないでしょう。

私の言っていることは、非常に入っている人、これから安く入っている人がうんと怒られることなんです。何言っているんだなんて。しかし、厳密に言えばそういうことでしょう。要するに、それだけの多額の金をかけて、わずか2万2,000円、2万円くらいのどこかで入れれば最高だ。

あの場所はイオンの目の前だ、最高にいいところだ。そういう安く入れると。多額の税金に苦しんでいる人から見ると、何だということになる。その実態というのはどうなんだと。

私聞いています。例えば単身で、東京へ通勤している人がいつまでも借りているんだということ。便利がいいから。本当は当然出るべき人なのにそういう実態があるんだと私は聞いたことがある。それはそうだなと。あそこなら新幹線まで歩いて行って、わずか2万2,000円で借りていて、最高ですよ。私これは確認はしていませんが、そういうことも聞く。そして、入居の条件もこれはあります。村は低所得者のためのとそういうことで援助しているわけです。ところが、低所得者どころか、当たり前にとっている人がいっぱいいるんだと。そういう人たちにこんな1億円もかけて何でまたそんな安く入らせる必要があるのかということをお私言いたい。

だから、ただ表面上、ああいいわいいわ、土地取得だと。みんな人の金です、税金。その辺を建設課は、いろいろ村営住宅の貸すのにおいても、厳密に各借りる人の所得やなんかをきちっと把握して、実態はどうなっているんだと。では空き家が恐らくあるでしょう。あかしておくのでしょうか、多少。民間のアパート経営、マンション経営だったら、例えば10戸の貸し家を貸した場合、1戸が残るともう採算があわないんです。わずかその1部屋分が利益だと、そういうことなんです。村がやるというのは、人が出しているから、何戸空きようが関係ない。でも、買うときは1億円ぽんと出す。そういうことが果たしていいのか悪いのかと、私はこういう問題提起です。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

ただいまのご質疑の中で、空き家の件が出ましたが、現在の岩下団地は全室埋まっております、ほぼ100%の状態です。部屋のほうは推移しております。岩下の空き家

は、議員おただしのように場所がいいものですから、すぐ申し込みがありまして、常に100%の状態というような形で入居されております。

あと、実態の件なんですけど、私ども、実態、詳細に調査とかなんかしてみないと何とも今お答えがなかなかできないんですが、その辺の実態調査に向けて、団地のほうに行ったときとか、あとは管理人さんもおりますので、そういったところからも実態調査とかそういったものも進めてまいりたいなどは考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 実態も、一回、最初だけだ、そういう調べるのは。繰り返しになるけれども、いろいろ私聞くんです。自分がもうよそに行っても、では子どもを入れておこうとか、これもあり得る、調べないと。本来なら低所得者のためにそういう住宅を整備したにもかかわらず、実態は、言うなれば金を残すための方策に走っている人がいっぱいいるのです。わずか1万円くらいの村営住宅に入って、そこでがっちりためて今度は住宅を建てる。いっぱいいます、そういう考えの人は。これは当たり前だ。安いところに入っていて、30年入ってためて、では今度は家を買おうと。それがいいとか悪いとかとは言わないけれども、そういうこともある。そのためにこういう多額な1億円を超えるものを買う。

私は何も賃貸で今までどおり二百数十万円払って、それでもいいのではないかなと思うんだけど、うがった見方をすれば、今税理士の先生、監査委員の先生いますけれども、私は素人ですから、これはこういうこともある。だんだん、要するに賃貸していると、役場に貸している場合は相続税は、発生するか、でも、売ってしまったら発生しないのです。恐らく相続のときは相当なあそこだったら、6反2畝といったら大変な相続税がかかるのではないですか。そういうことも、私の想像ですが、考えると、この際売却してしまったほうがいいと。そうしたら相続税はもう関係ないと。

今幹線道路、甲子街道でも何でもそうだけれども、幾ら農地であっても、大変な相続税がかかってしまったと、そういう実態があるんです。宅地なんだ、いや、俺はもう土地を売って払っているんだと。何だそんな農地なのにそうかと、私もびっくりしました。その場所によってはそういうことがあるんです。だから、恐らく私はそういうことも考えて今回売却するのではないかなと。

これはするなとは言えないけれども、私が言いたいのは、それだけの村が土地に多額な税金を使って、それには2万2,000円くらいの家賃ではどうなんだと。平均3万円くらいは少なくとも今どき。民間のアパートを借りる人は大変な、これは倍ですから。みんなそれで大変な中でやっているわけだ。たまたま村営住宅に入っている人だけがそういう税金のいわば補填というか、恩恵を受けている。これはいかがなものかと。行政はそういうことでいろいろなトータルした面から考えなければいけないです。耳ざわりはいいです。村営住宅、うちは整っていますからと。しかし、実態はどうなんだと。

東京都なんかも都営住宅というのは非常に安いんです。西郷の比ではないと。地価

が坪当たり100万円、200万円ざら。そして、都営住宅があるところは利便性がいいんです。駅から近い。それがわずか10万円くらいの家賃で住んでいると。都民も相当文句を言っているんです。一般住宅だったら、アパートは、あの辺だったらもう50万円はとられるだろうと。そういうふうには物すごい民間との乖離があると。それは民間と同じくしろとは言わないけれども、それだけの金をかけているのなら、家賃のほうも今までどおりとかそういうことではなくて、それなりに考えなくてはならないのではないのかと。それは法律に、家賃を高くしたって違反ではないでしょう。村の裁量でやれるんでしょう。その辺どうですか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） ただいま家賃の変更ということでご質問ありましたが、家賃のほうは、国のほうの基準がありまして、それに地域係数とか、近隣の住宅の家賃、あとは利便性とか、いろいろ勘案して現在の家賃を決めております。一回家賃を決めたらそれがずっといくというふうなわけではなくて、近隣の家賃の動向とか、そういったものも、状況が変化した場合には変更もあり得る場合がございます。近隣の状況とか、そういった状況が激変した場合には、変更をしなければならないなど考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） ついでだから聞くけれども、狼山の復興住宅の跡地、あれも村営住宅の、取り壊してしまったよね。あそこはどういうふう考えているのか。また村営住宅とか、これは村長に聞くから、大ざっぱに。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

昔あった狼山住宅の跡地ですね。今のところまだ考えが定まっていないので、今後いろいろ考えていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村有地も使われない土地がいっぱいあるわけだ、片や。それから、前に取得したまきば保育園の前だってそうでしょう。あれは1億円なんでしょう。前に1億円で買ったのかな。だから、それはそれでいいけれども、だから、民間のコストを考えながら、そして、納税者が、それに浴さない人たちが支えているということでしょう。補助金で買えるのならまだ話は別なんだけれども、全く補助金がつかないから。そういうことを考えると、それなりのコスト意識、民間はどうなんだと、そういうバランスも考えながら、それから、入居の条件、実態はどうなんだと、そういうことをきちっとしたこれからは目でやってもらいたいと、このように思います。終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第57号「土地の取得について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第7、議案第58号に対する質疑を許します。

7番藤田節夫君。

○7番(藤田節夫君) 7番藤田です。議案第58号について質疑したいと思います。

まずはじめに、総務費の総務管理費として、一般管理費についてお伺いいたします。

昨今新聞等で報道されている障害者の雇用水増し、不正の問題が、中央省庁から地方自治体まで不正が蔓延していることが明らかになりました。障害者雇用均等法は、民間企業や国、自治体に一定の割合の障害者を雇用する義務を課しています。国の機関は、民間より高い2.5%に設定していますが、村では現在この障害者の雇用2.5%を守られているのかどうかお伺いします。

職員人数、障害者雇用率について伺います。

○議長(白岩征治君) 総務課長。

○参事兼総務課長(真船 貞君) 藤田議員のご質疑にお答えいたします。

現在の西郷村の障害者の雇用の状況でございますが、実人数としては2名でございます。うち1名が障害者の等級が1級ということで、障害者の雇用のカウント上では2名とカウントされますので、3名ということになります。

それで、職員数でございますが、全体で162名ほど平成29年度職員がいましたが、そのうち村長部局の職員ということで申し上げますと129名、短時間労働等があって、1名は0.5人というふうにカウントをされますが、それが職員数としては128.5名という計算上の数字が出ます。そこから一定の除外率を掛けまして一定の人数を除外した、いわゆる障害者雇用率を出す場合の分母となる常用労働者数というのが122.5名ということでございまして、先ほどの3名をこの122.5名で割りますと、率が出ます。それが2.45%ということで、平成29年の地方公共団体、今回の法律改正でこちらの数字が2.5%というふうになってはいますが、平成29年当時は2.3%でございましたので、平成29年時点では、先ほど申し上げました2.45%ということで、法律上の雇用率はクリアしているという状況でございました。

○議長(白岩征治君) 7番藤田節夫君。

○7番(藤田節夫君) 平成29年度は満たしているということで、現在は、平成30年度はいかがなんでしょうか。

○議長(白岩征治君) 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

平成30年度は、先ほども申し上げましたとおり、法改正がございまして、2.3%であったものが2.5%になっております。また、先ほど申し上げました職員のうち1名が退職ということになりまして、現在は1名ということで、残念ながら法で定める雇用率には達していないという状況でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 平成29年度決算で質疑しているのに、平成30年度にも入ってしまっていますけれども、現在1名雇用率を満たしていないということなんですけれども、どういった募集とか、かけているんですか、満たすために。当然満たさなくてはいけないわけですから、その辺をお伺いいたしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

議員ご質疑のとおり、法定の数字でございますから、もちろんうちのほうでもこれをクリアしようということで、募集のほうをかけておりまして、平成27年、28年、29年、また、今年度の30年ということで、各年度募集をかけておりましたが、ここ3年ちょっと応募がないという状況でございます。また、このままでは当然法の基準を満たさない状態になりますので、今後も引き続き募集のほうをしていきたいというふうなことでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この間、最近応募がないということですが、これは職業安定所というか、ハローワークのほうに出しているだけなんですか、それとも村内の障害者団体にも、そういった周知はしているんでしょうか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

ハローワーク、あるいはホームページ等を通じての募集ということで、ただいま議員のご指摘の障害者団体等への案内ということはまだしていないというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） できれば、村内の障害者団体にも声をかけて、障害者が住み慣れた村で安心して住めるように、障害者の雇用促進法ですか、それにものをもって進めていってもらいたいなと思います。また、これは平成33年4月にまた改正される予定ですが、村全体でこういった障害者の雇用促進を進めていかなければいけないと思いますので、よろしく願いしまして、次に移らせていただきます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質疑の途中でありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。
(午前11時59分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案58号に対する質疑を続行いたします。

7番藤田節夫君の質疑を許します。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 次に、成果調書の2ページですか、歳入決算の状況ということで、その中での4ページに記載してありますけれども、消費税の見直しが来年10月に予定されておりますけれども、その消費税の見直しによって法人住民税の税制、税率が行われるということがここに記載してあります。

前回平成26年度も法人税、住民税が12.3%から9.7%に改正されております。また、今回ここに記載しているとおりですけれども、9.7%から6%に法人住民税が減らされるということがここに記載されておりますけれども、消費税が上がるたびに村の税収が減っていくという、こういった摩訶不思議な状況だと私は思うんですけれども、あくまでも見通しというか、来年10月消費税が増税されるかどうかはまだ不確定なところはありますけれども、これによって村の減収が幾らぐらい減収になるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） 藤田議員のご質問にお答えします。

法人住民税の税率につきましては、現在9.7%で課税ということになっておりますが、来年10月1日以降事業開始をする事業所から税率は6%へ変わっていくということで、法人村民税、特に法人税割額の、企業の業績もあるんですが、今年度の現在での状況は変わらなかったものとして試算しますと、今年度、法人税割の予想としては7億7,700万円を見込んでおります。

それで、この状況で実際に税収的に影響を受けるのが平成33年度が一番大きくなりまして、その6%で計算しますと2億8,800万円ほど下回るであろうということで、法人税割額からすると4億6,900万円くらいということで、平成28年度の決算額でいきますと4億8,100万円でしたので、平成28年度の法人税割を下回るような状況となっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 何か、地方自治体にとっては大変厳しい状況になるのかなと思うんですけれども、今、皆さんもご存じのように一部企業だけで内部留保が450兆円あると言われておりますけれども、国はこういったことで、国の施策を見ると企業の法人税を、住民税を削減して企業の力の弱い自治体に税金を回すんだというような説明をしておりますけれども、全く、今回3.7%も減収されるんですけれども、今、課長が言われたように大変な減収になるわけですね。

影響が平成33年度ということで、来年度10月に消費税が10%に上がるということも予想されておりますけれども、こういったことも地方自治体として黙ってはいられないのかなと私は思うんですけれども、一生懸命努力しても、こういったことで国でかすめ取っていくというふうなことを今の国はやっていると、そういったことではもう、そういった会議、町村会議とか県に対して、国に対してやっぱりこの地方自

治から声を上げてやっていかないと、それだけでなくても地方自治体、先ほども出ていましたけれども、一生懸命子育て支援なり頑張っているわけですよ。給食費の無料化とか病気の無料化とか、いろんな問題で今必死になって少子化対策に取り組んでいる中で、また国はこうやってかすめ取っていくという状況はやっぱり認めるわけにはいけないのかなと思いますんで、ぜひこういったところは事あるごとに村長にも伝えておきますけれども、こういったことのないようにやっぱり地方の財政をちゃんと見守っていくように要請していただきたいなと思います。

それともう一つ、税務の関係で、これも成果調書の33ページですけれども、賦課徴収費のところで、この下の段に固定資産税滞納繰り越し分ということで調定額1億6,237万8,000円、収納額が2,483万2,000円ということで比率として15.29%なんですけれども、なぜこれだけ収納率が低いのか、実態をちょっとお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

ちなみに、平成28年度の固定資産税の滞納繰り越し分の調定額については1億8,456万4,000円ということで、平成29年度と比較しますと、29年度のほうが2,218万6,000円調定額が下がっております。ということは、実際に収納をしているということで滞納繰り越しの調定額が下がっているということで、収納率的には平成28年度は15.34%、それで平成29年が15.29%で0.05%下がっておりますが、収納金額につきましても平成28年度2,832万1,000円ございましたが、平成29年度2,483万2,000円ということで348万9,000円ほど少なくなっております。

今、税務課の収納担当の職員も財産調査と滞納処分と一生懸命やっております。あとは、広域市町村圏のほうの滞納整理課のほうにも徴収を移管して、そちらのほうでも滞納処分をして、少しでも滞納の圧縮ということで現在進めておるところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この固定資産税が発生するところは、村内ではどういった場所を例えばあるのかなと思うんですけれども、普通だったらこんなに収納率が悪いわけじゃないんで、普通の固定資産税であれば。これだけ固定資産税の滞納繰り越し分ですか、どういった状況に置かれている場所なのか、説明をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

固定資産税の滞納ということで、一般に個人の方が持たれている、かかっている固定資産税の滞納分もありますが、西郷村は以前から会社関係、大分昔から土地を持たれている会社が結構ございまして、その会社が現在、会社自体が機能していない、例えば閉鎖されているというような会社もあり、当然会社が持っている固定資産税は結構多いので金額的には個人の固定資産税よりも多い額が未納になり滞納になっていく

という状況で、昔の別荘分譲ばかりではなく、奥のほうといたら何ですが、そちらのほうとかで面積持っているものですから、税額が面積と比較すると金額が大きくなると。そちらのほうで、会社自体に課税通知を出しても実際に実態がなかなかつかめないということで、いろいろ職員も税務署なり関係の役所とかいろいろ調査をしているんですけれども、それでもつかめないところがあるのが現状でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今の話だと、会社が倒産したり、もう既にその会社の実態がつかめないということで、これは滞納処分、毎年かけていると思うんですけれども、こういった場所に、このままいくとずっとこれが続きますよね。そういったことでいたし方ないのか、この滞納処分をかけていくことが、改善するということがないのか、今後のそういった対策をお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

固定資産税、基本的にその土地もそうですが、登記をされている名義人に対して課税をしていくということで、個人もそうですけれども、会社関係、会社だと法人の登記関係、完全に解散してないというような状況になれば、登記名義は残っているけれども実際に会社がない、存在しないのが明らかであれば、それは課税ができない、無効な課税になってしまうので、その辺を確定させて課税、言い方は課税保留という形になりますが、そうすると調定が上がらないということで、そもそも課税されないというような形をとっていくしか方法はないかなと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） こういった実態のある会社というか企業は、どのくらい存在するんですか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えします。

会社の数自体は、すみません、正確には把握していませんが、そんなに何十社があるというわけでもないんで、1社当たりが滞納している金額が大きいので、そういうところで実際の正確な数のところは、今手元に資料がないのでお答えできません、申しわけないです。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ここだけの問題じゃないと思いますけれども、全国的にそういう実態があると。今いろんな企業が氾濫して外国の中国企業や何かが来て、つくるだけつくって、もうけなくなったらもう逃げちゃうというようなこともあるんで、大変でしょうけれども、そういったところも緊密にやりながら今後も取り組んでいきたいと思っています。

以上で質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。議案第58号「平成29年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、質疑をしたいと思います。

まずはじめに、私らが一番大事にしている議員必携の決算認定の中に、決算は歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書である。そしてまた、予算を執行した結果、どのような成果を上げたのかを示す成果報告書でもあるというふうに書かれています。この立場から、何点か質疑したいと思いますけれども。

今回の平成29年度の歳入歳出の決算書、内部を見てもと、かなり科目間の流用がある。これは決算説明の場でどこか1か所の課を指摘しましたけれども、これは全課にわたって科目間の流用があるということは、これはどういう理由でこういうふうになっているのか。例えば災害があって、いたし方がなく流用したというのであれば納得できる部分もある。しかしながら、そう大きな災害はなかったというふうに平成29年度は認識をしております。こういった中で、なぜ全課がこうやって科目間の流用をやっているのか、その理由をまず伺いたいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 11番上田議員の質疑にお答えいたします。

なぜ予算の流用が多いのかということですが、いろいろな課全般にわたることかなというふうには思いますが、1つは突き詰めて言えば見積もりが甘かったとか、そういうことになってしまうのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。単純に見積もりが甘かったという答弁でしたけれども、それで納得しろと言われても、これ納得できない部分があります。先ほど言いましたように、この議員必携の中の決算認定制度の意義というところがあります。1次的意義ということで、ちょっと途中はしよりますね、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、検証して予算効果と行政効果を客観的に判断するというふうに書かれています。

予算審議をして議決をしたものが、途中でこうやって流用されてしまって、決算書で初めてこうやって流用が上がってくる、これはまさに議会軽視の考えじゃないんですか、違いますか。これは以前にも指摘しています。いつになったら、こういう流用がなくなるのか、いつになったらこれが訂正できるのか、どうしてお考えか伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

こういった予算の流用が多いということについては大変申しわけなく思います。今後は、十分留意して予算執行に当たっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 大変きついことを言って申しわけないなと思いますけれども、

いわゆる議会議員というのは村民を代表して私らはここに来ています。議決をした予算がきちんと議決したとおりに執行されているのか、そのことを確認しなければならない。そういう目で見えていますので、二度と議会軽視だなんていう言葉をここで使わせないようにきちんとした予算執行をしていただきたいというふうに申し上げます。

続いて、これも以前から指摘している部分ですけれども、業務委託についてですけれども、やはり全課、決算の内容を見ていると業務委託の部分が目にとまります。例えば自動ドアの、資格を持った方が点検しなければならないとか、そういう点検業務については理解をします、有資格者がやらなければならない部分についてはね。しかしながら、電算業務とか、これ全庁全課において協議を行って、そのシステムの統一化というのは検討されたことがありますか。検討されているのであれば、こういうふうな決算書に、全課において業務委託がこんなに上がってこないんじゃないかと思うんですけれども、これも以前から電算業務に関しては全庁全課において協議をして、業者を1本に絞るなり、もしくは専門の部署を立ち上げて予算執行すべきじゃないかというふうに言っていましたけれども、いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

電算業務の委託につきましては、今まで各課で契約をしていたというところがございましたが、今回、企画財政課のほうでまとめて契約をするという形をとりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。企画財政課のほうで統一してやっていくということで理解をしたいと思えます。これにおいては、いわゆる業者さん、専門的な分野が強いというのはわかります。そこをうまくクリアしながら、なるべくこの委託料の支出を抑えられるように今後対応していただきたいなというふうに思います。

続いて、商工費の中の商工振興費、これについて伺いたいと思うんですけれども、いわゆる工業用水道会計のほうに3,311万692円の支出をしております。これは平成29年度においてですよ。この平成29年度、この3,311万692円支出をしましたけれども、支出した側から見て村はどのような効果があったのか伺います、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

工業用水事業につきましては、ご承知のとおり産業基盤を整備することによりまして企業活動を促進し、工業の発展や地域の振興を図るために実施されているものであります。また、雇用面、税収面など地域経済への波及効果は大きく、その効果は広く地域に還元されるものでありまして、公共性、公益性は非常に高いものと考えております。

このため、現在、企業の立地が進んでおらず、減免により多額の先行投資の形をとる形となっております。現在のところ、直接的な減免効果はございませんが、企業が

大型投資に踏み切れる状態になった場合には、今後地域経済への波及効果は非常に大きくなるものと考えておまして、それまでは安定して工業用水を供給できるよう維持管理を行っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 答弁を今いただいたんですけれども、一般会計から支出をするのに当たってその効果ですよ、3,300万円余りのお金を出している。これを振り返れば、もう10年やっていますよね、こうやってね。最初のころは四千何百万円だかお金を出しましたけれども、今は3,300万円でおさまってきた。それに伴って目に見える効果がない、それにもかかわらずこのお金を出し続けるというのは、これで本当にいいのかと思うんです。

これは、このままずっと継続するおつもりですか、まずそこを確認したいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

前回からその話は出ています。本当に効果があるのかと言われると、効果がないというしか言いようがありません。今後とも、その企業の頑張りを期待するしかないという、今現時点ではそれしか言いようがないということであります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。企業の頑張りに期待するしかない、期待するのに3,300万円もずっと出し続けるんですかということ。それを、じゃ議会側に承認しろ、新年度の予算をじゃ今度認定しろというふうに求めてくるのかなとなると、果たして今回のこの決算の認定制度の意義そのものが問われるんじゃないかと思いません。

さきに言いましたけれども、1次的意義として総合的に確認をし、検証して予算効果と行政効果を客観的に判断する、判断しなければならない、私たちは。2次的意義として、また途中はしよりますけれども、予算執行の責任者である長、村長、会計処理の責任者である会計管理者が全ての執行や事務処理に当たって、慎重になるという意味において事前統制や事前監視の役割を果たす。3次的意義としまして、行政効果の客観的判断と今後の改善と反省事項の把握と活用となっているんです。この3つ、どれも全て該当しないんじゃないかなと私は思います。これで、今回のこの決算の認定をしろというのはちょっと私は納得できない。

これ以上言ったって一般質問になってしまいますので、一般質問でもこの問題を取り上げていますけれども、今回というのは執行した予算の効果について伺っていますから、それで先ほどの答弁であれば、決算の認定はこれは納得できるものじゃない。

これで質疑終わります。以上です。

○議長（白岩征治君） 答弁いいですか。

○11番（上田秀人君） いいです。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ありませんか。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。議案第58号「平成29年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、質疑いたします。

今、上田議員がおっしゃったこと、続けていきますけれども、一般会計総括成果調書の1ページです。ここに、これはいつもなんですけれども、2番、3番で、スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底、既存施策の廃止、縮小などにより振り返りによる対処、新規施設について施策については原則として終期を設けること、事務事業等については村行政機関の役割を明確化し、必要性、緊急性、効果・効率性、公平・妥当性などの観点から見直しを行うこととする。そして、最少の経費で最大の効果を目指し、計画的また効率的な事務事業を執行する。

これをいつも成果調書の第1段目に上げております。でも、前村長は全くこれをしていなかった、これがこの決算書にもあらわれている。

そこで、村長にお伺いしますけれども、これから扶助費が増えていきます。あと、村長が目指している拠点プロジェクト計画における新庁舎とか学校給食センターの建設がこの後待っております。こういう状況で、いつも平成28年度も平成27年度も続いてきております。この辺で、高橋村政になったら、この見直し、終期を設ける、またスクラップ・アンド・ビルドを実行する、こういうことが必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 4番議員のご質疑にお答えいたします。

これからは扶助費がかなり増えるということは私も認識しておりますし、それはもう避けられないし、これはしっかりやっていきたいと考えております。それから、今言われた事業も、これもやはりやっていきたいと考えております。

それで、先ほど言ったのは当初予算の絡みですけれども、終期、スクラップ・アンド・ビルド、いろいろ指摘されましたけれども、それらをしっかり踏まえて、初めて私は今度当初予算を組むものですから、議員のおただし、しっかり頭に入れて進めたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 決算ちょっと外れますけれども、政策推進課、村長が今年立ち上げて、確かにやる気見えておりますけれども、この行財政改革をしっかりしていただかないと、この決算書を見ると、ちょっとその効果、効率の部分を見ていないところがあるのかなと認識しますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

あと、大体は4日間、決算説明会を開いていただきましたので、ある程度は内容的には把握しておるところでございますけれども、全然私たちが言っていることが今までは右から左という状況だったので、この辺をしっかりとやっていただきたいと思いません。

あと、続きまして、成果調書の78ページ、お聞きください。下段になります、地域公共交通確保維持改善事業についてでございますけれども、ここに関係交通事業者

と協議を行ったとありましたけれども、この関係機関とのヒアリング、どんな内容だったか、詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 4番鈴木議員の質疑にお答えいたします。

地域公共交通計画の協議内容ということについてでございますが、協議しておりましたのはデマンド交通、これから実施していくのにどのようにやっていくか、どういう計画を立てていくかということで協議をしておりますが、実際の中身について、申しわけございません、ちょっと今手元に資料ありませんので、わかりません。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） その検討結果がないとちょっとこの先進まないんですけれども、こういう例えば説明、私たち、決算説明会等々でいろいろしているところがありましたけれども、そういうときこういう情報を私たち議員にも出していただけると大変参考になるのかなと思っております。大変重要なことなんです。

私が言いたいのは、公共交通業者に聞くより住民とか私たち住民代表になぜそのニーズを聞いてくれないのかなという、それがあります。こういうやり手というか、その受け手側というか、こっちニーズを発するほうにそれを聞かないで、与えるほうというか、企業側に聞くというのは企業優先というか、企業に利益があるような方向になるんじゃないかという気もするんですよ。

ですから、本当にこの公共交通を、デマンド型でもかまわないです、つくるとき、西郷村の執行側は村民にどういうサービスをしたんだというのがまず前提にないと進まないと思うんですけれども、どのようなことが一番理想だと思っているか、その辺はお聞きしたいんですけれども、課長、大丈夫でしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

デマンド交通、どういう形が理想なのかということかと思いますが、今年度実証実験を行います。実際に利用者の方の声を聞くとか、あるいは村民を対象にしたアンケートなどをしまして、より住民のニーズに近いデマンド交通にしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 遅い、もう遅いんです。こういう予算を上げるとき、もうそれを知っていなきゃならないんですよ。最高はここまで、予算はここだからここで今は我慢してくださいと、そういうつくり方をしないと、ここ遅いんじゃないんですか。そうすると、来年再来年、その次また遅くなります。6年前は、相当にこの需要があったんですよ。今、70歳以上の方も免許を持っていますけれども、80歳で返納します。今それがピークだと思うんです、これから4年後には自動運転の自動車ができるとか言っていますから。ここが本当は、一番村民の方がこのシステムを利用したかったんですよ。

先ほどの企業の給付というか補助金の問題もありましたけれども、対応が遅いと思

うんですね、行政が。もっと先取りしながら、もっとスピーディーにやっていただきたいと思うんですけども、課長、この間言った、一般質問で言った、あの2時から5時はやめてください。朝7時から、7時からじゃないと病院の部分が抜けちゃうんですよ。実証実験でも結果が出ないんです、あれでは。ですから、7時から病院の方とか、買い物の方はもしかしたら5時、6時というのものもあるかもしれないですよ。だから、その辺のニーズを今はもうとっくに把握していて、どの時間帯でどういうのが来るというのを想定してもう始まっていきやならないんで、せめて、一般質問のときにやった2時、5時はやめて、実証事件でも7時からやるようにしていただきたいんですけども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

7時からの実証実験も行います。ただ、第1段階として、2時から5時までで一度スタートさせていただきますので、ご理解をお願いします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 理解できません。本当にそれで村民のほうを向いて行政をなさっているのか、もうちょっと真剣に考えてほしいと思います。

質問は以上で終わりますけれども、議長にひとつ訂正をお願いします。質疑を終わらせていただきます。先ほど言った政策推進課と言ったんですけども、推進室の間違いでございます。

○議長（白岩征治君） 許可いたします。

○4番（鈴木勝久君） 訂正お願いいたします。以上です。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番。議案第58号について質疑いたします。

まず最初に村長にお伺いしたいんですが、前村長が組んだ予算の決算ということで、村長ごらんになって、この決算書について何かこう、もうちょっとやる気になったなとか、ここはこうかなと思うところがあったらご意見を述べていただきたいんですが、いかがでしょうか。監査意見書ってあるんですが、村長意見書で一言お願いします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大石議員のご質疑にお答えします。

私も監査委員やっています、2年ほどやっていたので中身についてはある程度理解しております。平成29年度決算、前村長の予算の決算ということでありますけれども、意見書等は十分頭に入れながら、それを踏まえて平成31年度予算にしっかり政策を盛り込んでいきたいという考えをしております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 再度、質疑をいたします。

無理やりの村長に対する質疑であって、ぜひとも次の機会をより一層増していただけるようにしていただきたいと思います。

さて、次の質疑なんですが、税務課長のほうに村たばこ税についてお伺いしたいん

ですが、当初予算した金額より1,355万4,000円落ちているんですが、この原因はどんなところから来ているのか、わかる範囲内でお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） 大石議員のご質疑にお答えいたします。

たばこ税につきましては、平成28年度、平成29年度ずっと見てきますと、平均で毎月100万円ずつくらい落ちてきている状況、また平成30年度も途中ですが、そちらのほうも同じような状況で落ちてきている。要因としては、新聞とかにもいろいろありますけれども、健康志向という形で逆に中高年の方の喫煙が大分減ってきている部分、若い人たち、特に女性の人たちも何か多い、増えているという話も聞きます。

あとは、たばこ税の換算が紙巻きたばこ換算ではじいています。今現在、加熱式のたばこが大分出ています。そちらのほうのたばこ税につきましては、紙巻きたばこより大分安くなっているということで、今年のこの10月1日からまたたばこ税上がります。特に、加熱式たばこについてはこれから5年間、毎年10月にずっと上げていって、紙巻きたばこの七、八割ぐらいの税までもっていこうという形で改正、前回、税条例を改正させていただいています。

それでも、今までの流れからするとだんだんたばこ税、税収的には1億5,000万円から1億4,000万円、どんどん毎年1,000万円ずつ下がってくるんじゃないかなということで現在は見ております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私の憶測からいきますと、税務課長が言うように健康面でたばこを吸う方も少なくなったと思うんですが、1つは除染が終わったからかなとも思っているんです。除染のさなかはかなりの人数の方が大勢いて、それでコンビニに行くとか大変な人がいたと。人的な要素でたばこ税を落ちてきたと思うんですね。

ですが、オリンピックを境に、何かこう庁舎内もたばこはだめだとか、ある庁舎ではもう敷地内全てだめだということからいくと、私はもうたばこ売らなきゃいいんじゃないかと、売らなきゃ吸わないんだから売らなきゃいいんじゃないかくらいの考えでおります。

それで、所見ばかり述べても根拠的なものが出てこないと思うんですが、国のほうでたばこを吸うプレハブみたいなのを補助を出して、そして補助金出して購入した企業もあるんですね。ですから、そういうことも課長として把握している点があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えします。

申しわけございません。そちらのほうは存じておりません。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） いずれ、当村も全面禁煙になるのではないかなという憶測でいます。そうすると、愛煙家の私たちにとっては、じゃどこで吸うんだ、隠れて吸って

くるかという、バッジつけながらも隠れながら吸うような形をとるような形では大変問題も発生するというので、ぜひとも村長にお願いして、たばこ税をいただいているんですから、どこかもし重圧が来ても場所を設定していただければ幸いかなというので、この点については質疑を終わります。

2点目なのですが、小規模水路についてであります。農政課のほうの小規模水路なのですが、小規模道水路整備工事費なのですが、年間通して2,381万6,160円なんです。そのものに関する第2次実施計画の中で、小規模道水路整備事業として生産基盤の整備ということで上がっています。用排水路の整備、修繕、土側溝の改修、農道の整備、砂利等の舗装ということで上がっているんですが、道路にかかわった予算と水路にかかわった予算を明示していただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 大石議員のご質問にお答えいたします。

平成29年度の農政課の小規模道水路整備事業のうち、工事費につきましては全て水路、農業用水路の改修等に執行しております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 生産基盤の整備ということで、基盤整備ですよ。それで、私、議員生活長いものですから、1期目のときに4人前の村長にお伺いしたことがあります。それで、今日、早速議会控室のほうで会議録をめくったんですが、平成元年までしかなくて、その以前がちょっと見当たらず、憶測で物事言っているのかなと言われると困るんですが、ぜひ村長にも聞いていただきたいんですが、都市計画というかまちづくりは、村長、何から進めますかと当時の村長にお伺いしたところ、基盤整備だと、とにかく基盤をしっかりして初めて都市、まちづくりが進められるということをお答えをいただいています。

ですから、それから30年たって、じゃどうなんだと、基盤整備も圃場整備も谷地中を最後にやってきましたけれども、大体何%くらい水路が村の中の水田の中に入っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 基盤整備で改修設置をした水路という……（不規則発言あり）土側溝がどの程度あるかということですのでよろしいですか。（不規則発言あり）平成29年度で施行した面積ということですか、今までのトータルの、（不規則発言あり）それについてはちょっと調べないとわからないものですから、お時間いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） というのは、建設課のほうの予算が同じような項目の予算で断トツに違うんですよ。建設課は8,931万6,000円なんです。そうすると、農政課は建設課の何割までいっているといったらば、仕事をやっていないんじゃないかと私は見ているんですが、どうですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 大石議員のご質問にお答えをさせていただきます。

農政課の道水路整備、小規模の道水路につきましては、基本的には行政区長さんから維持補修、あと改修、あとU字溝設置と農道の補修等の要望をいただいたところを担当職員のほうで調査をしまして、なるべく災害等の危険が発生がおそれがあるようなところ、要は緊急度の度合いが高いところから実施をするようにしております。平成29年度につきましては、約3,000万円の予算をいただきまして7か所の水路工事、あと修繕で約20か所ほどやっております。平成30年度につきましても、今回700万円ほど補正で要求をさせていただいているんですけども、それで約、全部で11か所ほど、これも全部水路関係が多いんですけども、執行をする予定をしております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 質疑を続けます。前の村長は、じゃ予算つけなかったんですね、この件については。今の村長は補正でみっちりつけますけれどもね。やる気の違いなのかね。何か、課長の言葉を聞くとそのようにも聞こえるんですが。年間、区長さんのほうからの要望書ってどのくらい上がっているんですか、平成29年度は。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

平成29年度で、道水路関係で29件ほどのご要望をいただいております。現在、もう対応済みが21件、残りについては今後実施するか、もしくはちょっと状況を保留しているというような状況です。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長、村長は建設課からの経験者ですから、要望はなるべく早くかなえて、そして早く庁舎建てられるように課長も頑張ってください。要望に応えられるように頑張ってください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 大石議員の質問にお答えします。

農政課のほうとしましては、特に小規模の道水路の整備については予算も限られていますので、今年度から農業用施設の材料支給の事業を始めておまして、実際予算をいただいて現在2件ほど行政区のほうから上がっております。また、国のほうの多面的機能調整交付金ですか、西郷では全部で10組織団体が農地の維持、草刈りとか水路の清掃ということで10団体ほどがやっているんですけども、そちらの国の事業のほうの資源向上という予算科目があるんですけども、そちらのほうで水路等の維持補修、あとU字溝の設置とできるメニューがありますので、各組織のほうにそちらを有効に利用してくださいということでお願いをしたりということで、なるべく少ない予算の中で、住民、特に農家の方の要望に応えられるように現在努力しております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） もう農政課長には質疑終わるかなと思ったんですが、多目的機

能補助金の話が出ましたよね、今。これ、測量設計しないで全てU字溝でも何でも入れているんですが、入れているんですよね、どうなんですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 大石議員の質問にお答えします。

まだ、多面的機能の交付金事業の中でU字溝設置等をした団体はないです。実績としては、グレーチングを入れてもらったりとか、そういった事業をやった実績はございません。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私は水路のことで聞いていることであって、グレーチングのことで聞いたわけじゃないんですよね。いささか、課長の答弁から聞くと、農政課は多面的機能補助金でU字溝も何もやっていますよと聞こえますよ、それは。私が言っているのは、基盤整備で水路はどれくらい入っていますかということを知っているんですから、だから、村長にお伺いを立てれば、村長はそういう水路については大変詳しい人ですから、便宜を働いてくれることもあるから、村長に相談しながらやったらいいんじゃないですかと言っているんですよね、私。

多面的機能補助金の件なんですが、白河市はもうU字溝入れているんですよ。そして、測量設計やらないでやっているんですよね。下側は、U字溝とU字溝のつなぎ目にはセメントを挟まないで、そのままおっつけてやっているんですよ。水は高いところから流れるし、その隙間は地下浸透するから別にやんねだっていいんだと。だから、村も測量設計やんねでやったらいいんじゃないですか、どうですか、課長。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 大石議員のご質問にお答えをします。

小規模の道水路事業で実施する水路整備、特にU字溝等の敷設については、測量を入れて、その後に詳細設計をして事業を実施する場合もあるし、そういった測量設計を入れずに直接工事費のほうの設計を組んでやる場合とありますので、ご理解いただければと思います。（不規則発言あり）多面的だけじゃなくて、はいそうです。

（不規則発言あり）小規模道水路の工事でも、そのようなことをしております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長、これ以上やってもというか、意見を述べ合っても時間だけかかりますから、ぜひとも村長と相談しながら、まして副村長は農政課長の先輩なんですから、よく相談しながら、村民が理解できるように努力していただければいいなということで、農政課に対しての質疑は終わります。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、質疑の途中ではありますが、ここで午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第58号に対する質疑を続行いたします。
14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 質疑を続けます。

ページ数221ページの有価証券であります。私、決算のことにこの件についてお伺いしております。それは、赤面山総合開発株式会社で180万円であります。もう、この会社がなくなってどのくらいになるかなと考えたところ、想像つかないくらいの年が過ぎているんだなど、そのように思いますが、ここに建屋が1軒建っているんですけども、今、村は住民生活課によって空き家対策で調査を進めているようですが、私はとりあえず、これを建屋を先に処理するべきではないかなと、そのように思いますのでお伺いしたいわけであります。

以前、前村長は、西郷村だけで判断できる問題ではないと、那須町、白河市が役所が入っているということで話し合いをするということのままで時間が過ぎてきているのかなと思いますが、村長の所見で答えられるところがあれば答えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

赤面山の建物ということで、本当に登山なんか行くと見苦しい感じで、私も気にかけておりました。今、議員がアドバイスしていただきましたとおり、那須、白河、西郷、やっぱり一体となって早く解決したいという気持ちがありますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長は3月に初めて村長の席に着いたということで、まだこれからかなと、そのようにも思いますし、あらゆる問題がたくさん山積しているところかなと。村の負の遺産はどこかでピリオドを打たないと、次の世代に引きずるような負の遺産を残すのはどうなのかなと考えるときに、騒げば恐らく西郷で何とかしたらいいんじゃないですかと白河市からも言われるし、那須町からも言われる可能性もある。でも、所在地は西郷村だと、前橋営林署もそんなに騒ぎも起こしていないという中で、空き家に対しての国の考え方、そして村の考え方も何とかしなきゃならないという中では、今後努力を重ねていってほしいなということで、この件については質疑を終わらせていただきます。

続いてなんですけど、ページ数230ページです。土地開発基金調書なんですけど、これはまきば保育園の前の敷地に対しての項目だと認識しております。それで、その下に土地開発基金保有用地状況ということで、多目的公共施設用地として面積にして約250万平方メートルということで、金額にして9,500万円が計上されているわけなんですけれども、確かにあの用地があったことによって除染するには業者に使わせるというか、貸して何かと便利な用地でありますけれども、完全に今は空き用

地になっています。

ごらんのとおり、区分からいくと多目的公共施設用地となっておりますので何に使ってもかまわないのかなと思うんですが、村長、私もちょっと勉強不足なんですが、多目的という用語の意味をちょっと教えていただきたいなど、そのように思います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まきば保育園の土地ですよ、（不規則発言あり）その土地なんですけれども、前村長は何か研究機関とかいう話を私も耳にしたことがありますけれども、その申し送り、私はちょっと今聞いておりませんので、今度、前村長に会ったらば、その辺も確認しながら、有効利用ですね、多目的ということではいろんな考え方があるかと思うんですけれども、考えていきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 目的があって、結局は土地開発基金からお金を借りるなり何なりして買っているわけですよ。そうすると、箱物以外ならばどうなのかなと思うんです。とりあえず箱物以外にやっていると。

今日、私、孫、自分の身内の話をするのはこの場では申しわけないんですが、参考までに述べたいんですが、孫を学校に見送るのにふるさと農道を渡って前に、歩道のほうに行ったときに、山下部落の方々3名がいたんですね。それで、大変年齢のいった方々で、家畜改良センターの一角の庁舎は購入したんだよとか、そういう私の知っている範囲内で話をしながら、その土地の話になったんです。そしたら、できれば運動公園なんて土地買わないで、あそこに芝でも植えれば何にでも使ってもらえるんじゃないか、目的がはっきりしたらば、そこをまた開発すればいいんじゃないんですかと。ただただ、9,600万円そこそこといたら、そんなにいいのかという話なんですね。それだったら、俺らのために基金でもつくってくっちゃいいんじゃないか、70代の人でしたが。子どもの基金はあって年寄りの基金はないと、そんなことおかしいよねというんですよ、村長、そのとおりだとは思いますが。

できれば、参考意見にしかありませんけれども、前村長にお伺いを立てるのはいいんですが、村長の（不規則発言あり）と言う人もいますから、村長自身、やっぱり自分の考え方は度胸を入れてやったらいいんじゃないですか。

それで、これは関連で申し上げるんですが、12番議員が言うように狼山の村有地ですね、村有地とともに、1か所は税金が払えないということで差し押さえされた民家側の跡地も食い込んで残っているんですね。それで、オリンパスに貸しているみたいなんですが、金網というかネットですか、くくって、草ぼうぼうでちょうど建設課の人らと谷津田川見る際に草刈りをしていましたね。

ですから、遊休地はもう処分しちゃったらいいんじゃないですか、村で。それで、できれば、もうまきば保育園の前の土地を活用できるような方法もあるんじゃないですか、村長。ただただネット張って置いていて、次、何つくるんだい、何つくるんだいって言われて、箱物つくれば箱物つくってと言われるんですから、だから、何かこ

う考える筋の道はあるのかなと、そのようにも思います。

そして、村長の同級生もたまたまいたんですが、米にあるキッズランドですか、キッズランドもちょっと脇のほうにつくってくれるといいんだけどもと、これ箱物ですから、ただそういう話もあったということで、これ以上村長にこの話を進めても答弁しようないと思いますから、ぜひとも3月の新しい平成31年度に向かって検討に値するものではないかなと申し上げて、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 答弁はいいですね。

ここで、農政課長より、先ほど14番大石雪雄君の質疑の中で答弁に訂正があるということでございますので、指名いたします。農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 先ほど14番大石議員の質疑に対して、質問というふうに回答をしました。これを訂正をさせていただきたいと思います。すみませんでした。

○議長（白岩征治君） 議長より許可いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第58号「平成29年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第8、議案第59号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第59号「平成29年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

◎議案第60号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第9、議案第60号に対する質疑を許します。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。議案第60号「平成30年度西郷村一般会計補正予算」について質疑をしたいと思います。

予算書の4ページ、第2表の債務負担行為補正について伺いたいと思いますけれども、5点ほど追加で事項が上がっております。この1点目のスクールバス運転業務委託に関しては、スクールバスの運転ということで内容的には理解をするものでございます。2点目の西郷村国土利用計画策定業務委託、この内容についてお示してください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 11番上田議員の質疑にお答えいたします。

国土利用計画の策定でございますが、国土利用計画につきましては前回は平成19年9月に策定いたしました。その計画期間が切れるということで、次の計画を策定するものでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。その平成19年9月に策定した計画が期限が切れて、また新たに計画をするというんですけれども、その内容についてどういうことをされるのか、それをお示してくださいということなんです。

今回、資料としていただいた9月補正予算の主な内容ということで、これに国土利用計画費ということで上がっています。見込まれる事業効果として、村土の均等ある発展と有効かつ持続的な土地利用の実現が期待できるとなっているんですけれども、具体的にどういうことを計画をされて、どういうふうな仕事をされるのか、そのことをちょっとお示してください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

国土利用計画でございますが、事業の概要というところでお示ししておりますが、村土の均衡ある発展と有効かつ持続的な土地利用の実現ということで、将来にわたって村の土地利用をどのように考えていくかというところの計画づくりをするものでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。村の今後の土地利用をどういうふうにするのかということで、その計画を策定するのに業務委託をするということだと思っておりますけれども、これは国・県のほうからこの仕事をやりなさいよということで流れてきているの、そうじゃないのかなと思っておりますけれども、確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

必ずつくりなさいというものではございませんが、今後、村の土地利用をどうしていくんだというところの基本方針を定める必要がありますので、策定するということでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。必ずやれというものではないんだけど、村が今後村の土地をどういうふうにご利用していくのかという、その基本方針を策定していく中で業務委託したいということであるのかなと思うんですけども。その業務委託について、これはどこの業者に委託するのかわかんないですけども、まず、やるべきものは村の方に有識者の方に集まっていただいて、そのワークショップをやって基本の基本をつくるべきじゃないかなと考えるんですけども、そういうお考えはありますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

村民の意見を反映してはどうかということですが、計画策定していくプロセスとして村民の意見を反映させていくことはやってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 業務委託をする前に、ワークショップを開催してはどうかということなんです。基本の基本を出していただいて、いろんな意見を寄せて、1つのテーブルの上に乗せて、それを整理をして、さらに業務委託が必要であれば、この計画策定の業務委託を、その専門の業者なのかわかりませんが、そこに委託をし、よりよいものに形成すべきではないかと思うんです。これワークショップをやらずに、最初からどこかの業者さんに業務委託をするという計画なのかと思うんですけども、そういう考えですか。ワークショップを、その業務委託をしちゃって、その業者さんを交えてのワークショップというのではなくて、まず最初に村民の方の意見を集約するためのワークショップを開催してはどうかと考えたんですけども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

企画財政課のほうで今現段階で考えておりましたのは、まず業務委託をして、その後、住民の方のワークショップを開いていくというふうに考えておりました。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。繰り返しになりますので、この辺でちょっとここは終わりにしたいなと思うんですけども、そもそもが出発点が違うなと思うんです。最初から業務委託ありきでこの事業が始まってきているのかなと思うんですよ。特に先ほど、最初のほうの答弁の中で策定しなくてもいい内容だという話でしたけれども、私はやはり、何度も言いますが、村民の方に集まっていただいてワークショップなり意見を出していただいて、それを積み上げていく必要があるんじゃないかとい

うふうに思います。

というのは、村の施設なんかを設計するのに東京のほうの業者に委託して設計したことがありますよね。かなり昔の話になりますけれども。東京の業者の方が、西郷の土地もわからない、風土もわからない、風の吹き方もわからない、それによって窓が小さいと、最初からエアコン設計になっていた。それで、結局エアコンを途中で村の考えで取り付けをやめてしまって、後々大変なお金をかけてエアコン設置したとか、建物の使い勝手が悪いとか、村の気候風土に合っていない設計だったものが施工されてしまって、そういうこともある。だから、一番村のことをわかっている方に集まっていただいて、こういう土地の利用計画をすべきではないかというふうに考えます。

ましてや、これは債務負担行為ということでお金を借りてまでこの行為をやるということだというふうに理解をしますので、例えばワークショップであればそんなにお金かからないで、こんなに、これ何かまざっているのかな、この金額にね。この事業だけで幾ら使うのかちょっとわかりませんが、そんなに大きな予算を使わなくても基本の基本をつくって、その後もう一回考えられるんじゃないかというふうに考えて質疑をしております。

続いて、3つ目の道の駅基本計画作成業務委託ということで、この道の駅「まると西郷館」、この道の駅に格上げしていくという考えかというふうに理解をします。その方針に関して私は賛成をしております、道の駅に関してはね。しかしながら、今年の6月だったのかな、始まったのがね。まだ1年もたないうちに、ここでこういうふうな予算を立てていて本当にいいのかなと思うんです。やはり、これも利用されている方、「まると西郷館」にいろいろ物を出されている方、こういった方に集まっていただいてワークショップを行いながら、この計画を進めるべきではないかと思うんです。

特にこれから寒くなる段階に入って、西郷では農産物がなかなかとれづらくなってくる、そういった面で、6次化の商品開発も村が努力されているというのも十分にわかります。その中で、もっともっと内容を詰めて、もっと商品を考えながらワークショップの中でこの道の駅の基本構想というのも考えるべきではないかと考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

事前に関係者の意見を聞いてはどうかということでございますので、そういうことも参考にさせていただいて、進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。あと、その下の拠点づくりプロジェクト基本計画作成業務委託についても、やはりこれは道の駅構想「まると西郷館」絡みの予算だったんですね。拠点づくりプロジェクトの部分のみでお話をすれば、いわゆるこの役場の庁舎の建てかえとかも当初計画の中に含まれていましたよね。今回、この大きな予算

のお金を借りてまで業務委託をするという中で、じゃ実際に庁舎の建てかえ、当初私から説明を受けているのは学校給食センターの建てかえとか、そういったもろもろの計画も含まれて拠点づくりプロジェクトということでお話を聞いています。また、災害拠点ということで万が一災害が起きた場合に、そのための拠点をつくる、復興のための拠点づくり、まず避難の場所があるんでしょうけれども、その拠点づくりということで説明を受けていたんですけれども、具体的に、じゃ一つこの業務委託をして平成30年から平成32年でお金を借りて業務を委託して、計画が上がってきました。じゃ、その後の実施計画というのはどうなるんですか、役場の庁舎、給食センター、災害防災拠点のそのもろもろの施設、こういったものというのは実施計画というのは村の中にある程度の構想というのはあるんですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

まず、今回上げております基本計画を策定をいたします。実施計画については、その後の作業ということになります。実施計画については、基本計画を策定した後、実施計画に取りかかるということです。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。基本計画を策定をお願いをして、それができ上ってきた段階で実施計画のほうに移行していくという考えだというふうに理解をしましたけれども、これ予算繰りとかというのは、じゃちゃんと予算のやりくりというのは考えられているんですか。庁舎関係に関しては補助がないというふうに理解していますけれども。

計画を立てました、基本計画を立てました、そこまではいいんですけれども、じゃ実施計画に移ろうとしたとき、じゃ実際に建物を建てようと思ったらお金がなくて建てられません、予算繰りがつきません、できませんでした。だったらこの予算はどうなっちゃうのかなと思うんです。予算もろもろも考えて、じゃ、この基本計画の策定業務を委託するのか、伺います、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

基本計画では主に新庁舎建設ということになりますが、この役場周辺の全体の配置計画、それから施設の規模、あとどういった機能が必要なのかと、さらに概算の費用についてもそこまで検討していくという予定であります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 答えになっていないのかなというふうに思います。この拠点づくりプロジェクトに関しては、さきの質疑の中で4番議員が取り上げていたデマンド型交通システム、7番議員も一般質問の中で取り上げたかなというふうに思います。私もこの場で、私はデマンド型という言葉を使ったり、新多目的交通システムということで、この役場を中心にその交通システムを構築してはどうかなんていう話もした

ことがありますよね。何か計画がみんなばらばらだと思っんです。最初の計画がそうやってばらばらなのに、じゃ本当に基本計画を作成業務を委託をして、上がってきたものを今度実施計画に移せるのか、予算的な措置も十分に考えられないような状況の中で、この予算執行するのは本当にどうなのかということで大きな疑義を感じるところでございます。

これ以上やっても多分平行線になってしまいますので、一番最後の西郷村総合運動公園基本構想作成業務委託、これについても21日の一般質問の中でかな、運動公園の話が出たというふうに記憶をしております。この内容について、まず具体的にどんな、村は委託するに当たって村はどういう考えのもとに業務委託をするのか、まずそこをお示しください。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 11番上田秀人議員の質疑にお答えいたします。

西郷村総合運動公園整備費でございますが、今年度補正予算でいただくような形で今計上しているところでございますが、今後、業務の内容を進めていくような形になります。まずはじめに計画の準備、こちらは本事業を実施するに当たり実施方針、組織計画、打ち合わせ、計画等について検討し、業務計画書を作成いたします。続きまして、現況調査、こちらは西郷村主要体育施設及び周辺地域の現況を把握するため、地形、土地利用、それから周辺の基盤整備、状況調査、既存施設機能利用状況、管理状況の整理、それから基本方針の提案としまして、現況状況を踏まえ、現状の課題及び問題点を抽出するとともに課題解決に向けた基本方針を提案いたします。課題、問題点の抽出、基本方針の提案という形になります。

続きまして、導入施設の検討、こちらは導入施設の機能及び規模の検討、各施設基準の整理、続きまして整備場所の検討、各種条件の整理、整備候補地の選定、整備候補地のゾーニングの検討、整備候補地の評価、それから施設計画の検討、各種条件の整備、防災機能、必要機能の検討、施設計画案の検討、施設計画案の評価、施設計画案の策定。

続きまして、概算事業費の算出、イニシャルコストの算出、ランニングコストの算出、施設利用者数及び収入見込みの検討、続きまして、事業手法の検討、各種補助制度の検討を行う予定であります。また、整備手法及びスケジュールの検討、整備手法の整理、整備スケジュールの策定、この今までの中で基本構想を作成していく予定であります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。私が伺いたいのは、西郷村総合運動公園基本構想策定業務委託するに当たって、横文字使えば村のコンセプトだよね、それを伺いたいんです。例えば西郷村のシンボルスポートってウォーキングですよとありましたよね。これも今村も推奨していますよね、たしかね。あとは、ラジオ体操もやりましたよね、NHKの協力を得てね。その後、みんなでラジオ体操しましょうということでやって

いますよね。

そういうものが、この2種目があって、そのほかに例えばサッカーとか、野球場はあるか、ソフト場もあるのか、バスケットをもっと力を入れていきたいとか、フットサルは運動公園にあるのか、そういうテニスにもっと力を入れたいとか、そういうコンセプトって村にないんですか。そういうのがあってこそ、この基本構想の策定業務委託じゃないんですか、違いますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、課長言われた基本構想はそのとおりでありまして、コンセプトという話ですけども、まずはそこに集中的に運動施設を集めたいという考えが一つあります。それから、集めることによって維持管理も1か所集中でできるという考えあります。何を持っていきたいかという話でありますけれども、前も一般質問の中で出ましたけれども、パークゴルフ、グラウンドゴルフ、さらにはテニスコート、それからお年寄りが気楽に遊べるコミュニティー施設もつくりたい、あと子どもの遊び場もつくりたい、そういうコンセプトを持ちまして、いろいろ今回債務負担行為ありますけれども、この事業に関してはいろんな方の意見を聞きたいと思っております。ですから、期間もとりまして、急がないで、いろんな意見、いろんなワークショップをやりながらじっくりやっていきたいという考えをしております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 施設を集中的に管理と今お言葉が出ましたけれども、こども運動広場というのが甲子温泉というか、自然の家の手前にありますよね。あれは、いわゆる400mのトラック入っていますよね、その内部で今度フットサルができるようになっていきますよね。あれ、じゃこっちに移動してくるんですか、そういうふうになっちゃいますよね。

だから、以前から言っているように、西郷村という大きな地図を広げて、どこに何を配置するのか、人の動きはどうか、もろもろ計画を立てるべきじゃないんですかと。それを業務委託する前に、何度も言いますがワークショップでそのやつを積み上げていったほうがいいんじゃないのかなというふうに思います。

今回この債務負担行為の部分で今質疑をしていますので、こうやってお金を借りてしまうことによって実際にこの計画が動き出しますよね、業務委託が動き出しますよね。さあ、じゃ業務委託したものができ上がってきました、でも実際には絵に描いた餅になってしまう可能性があるんじゃないかということをお心配しているんです。そうならないように、いま一度とどまって、下から全部もう一度積み上げたほうがいいんじゃないんですかということなんです。

この総合運動公園にしたって、車の運転免許証を返納してしまった人が運動したいというときは、やっぱり外出支援とかデマンド交通システムを使いたいとか、そういうもろもろも計画していかなきゃならない。だから、そういう全てのものを机の上に載せて、もう一度計画をすべきじゃないかというふうに思います。

ましてや、この債務負担行為、かなり金額が大きくなってきます。せつかく今、西郷村は償還計画を見ていると償還金が大分減ってきましたよね。将来的な負担というのは軽減、少なくなってきている。ここでまた債務負担行為を起こす、ましてや第3表の地方債とかも関連してくると、将来的に子どもたちに、じゃそういう大きな借り入れ、借金の部分を残してまでこれを今急ぐ必要があるのかということなんです。ですから、最少の経費で最大の効果が得られるように、ワークショップなりもう一度積み上げをすべきじゃないかと考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

基本構想の中でワークショップを十分取り入れるという方法もありますし、議員おただしのようにワークショップが先かというお話もあるかと思うんですけれども、いずれにしても、村民あるいはいろんな団体の意見を聞きながら進めていきたいという考え、だからワークショップが先か後かの問題であって、しっかり検討していくということでご理解賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。これちょっと、恐らく水かけ論争になってしまうんで、一言だけ。将来的な償還のことを考えると、やはり私はこの時期にこのやつをやるべきではないというふうに思います。先ほど、7番議員の質疑の中にもありましたけれども、地方税の中の法人村民税、このからくりが平成28年からかなり変わってきていますよね。それが国による地方交付税措置しますよということと言われてきていますけれども、それですら国は以前から言っているように約束を果たしてくれないと思いますよ。ましてや、その交付税減らした分、臨時財政対策債で対応しなさいと、そういうことをやってくる。そういった財源の裏づけも明確にならないままに、今この大きな債務負担行為を起こすのは果たしてどうなのかということをお願いして、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 鈴木です。議案第60号について質疑いたします。

ページは、補正予算の概要です。今、上田議員が国土利用計画費378万円、拠点プロジェクト事業280万1,000円、西郷村総合運動公園整備費613万5,000円、今、上田議員がおっしゃったので、まずそこから私もいきたいと思えます。

私も拠点づくりプロジェクト事業、同じことを考えていました、上田さんと。今、駅前のにぎわいをつくるまちおこしセンター、6,000万円で作りました。こちら、あと今直売所3億7,000万円で作りました。また、今度この拠点道の駅、それ以上に予算というか税金がかかるとも思いますけれども、作り方が、私たちがもし経営者なら、真四角につくって何を置くかというやり方はやらないです。まず、何を売るか、それをどう利用するかというのが先に来るんですよ。

駅前に関しては、もう便所ありき、何も機能していません。これに6,000万円使って、管理費260万円ですか、使っております。これは本当の無駄遣いです。ですから、こんなのは本当にすぐさまやめるべきです。何をあのとき目的としたか、あの建物をつくる時。中身を全然考えないで、とりあえずにぎわいを創出、つくりましょうとって上物をぼんと建てた。これは行政のやり方だと思うんですよ、私のお金じゃないから、借金してもその返済に困っていないから、危機感がないですよ。片方で、その血税だ、血税だと言いながら、ああいう無駄な使い方、建てたらそのまま終わり。

今、直売所も、私たちは去年計画書を見せてもらいました。指摘したのは、西側に窓をつくるというのはどういうものかと。もう基本のイロハのイですよ、商売人、それも生ものを扱っている生鮮品を扱っている商売人からすると、西日を当てるとするのはタブーなんですよ。それを説明しても、直さない。バックヤードは売り場と同じくらい必要なんです。特に、個人とか企業でさえそうなんですから、百何十人もあそこに納品する業者が集まるということは、もっと広くしなきゃならないんですよ。それも言っていましたよ。あれだけの駐車場があって、あの便所は何だというのはみんな言っています。ですから、何を置いて、どう売るんだというその中の構想が全然なっていないですね。本当、さっき言った上物ありき。ありきで始まっているんです。

この委託業務でも、こちら側がこういう目的で、こういうニーズに対応するためにつくりますから、こういうのを組み入れて設計してくださいという言い方しないと、あっちから、ただこうに平均的なやつやって終わりですよ。あの棚一つにしたって、あの平台1個だと面積的にそんなに品物並ばないんですよ。ですから、レイアウトとか何か、ここで何をやるんだ、ここで窓口業務をするんだとか、受付はこうなんだという、その受付にはどういうのが必要なんだとか、いろいろする必要があるので、こっちから要望を出す、設計段階で。それが一切ないというのは、こちら側がどういう要求をお客様が求めているとか、西郷側はこういうものをつくりたい、そのコンセプトにはどういうものが入っている。私はよく哲学という言葉を使うんですけども、西郷村民をどうしたい、この地域をどうしたい、そういう哲学が入らないとだめなんですよ、こういうものは。本当に、仏、魂入れないみたいな話ですね、何とかつくって魂入れず。

だから、最初の国土利用計画書、私もわからないんです。これつくれと言っているからつくっているという、田中課長の発言だと、つくれと言っているから3年に1回ずつつくるんだ、370万円も使って。一般家庭の1年分の会計というか、お金ですよ、1年分生活していくの。それをただつくればいいみたいな、目的をもっとしっかりしないとだめだと思うんですよ。本当に、話を聞いているとがっかりしちゃいますね。

1つ、私提案しておきますから道の駅、今、若い子どもたちは携帯のスマホ、これ操作するのに2センチくらいの説明書読まないんですよ、あの人たち、読まなくて操作できちゃうんです。これは、そういう発想力を持っているんです。あの人たちをど

う利用するかという、シーズとニーズを与えるんですよ、発想もできないんですよ、それを利用する仕方はできるんですよ、あの人たちは、今若い人たちは。ですから、材料を与えるんですよ、シーズ、ニーズ、どうしますかという、いろいろ発想が出てくるんですよ、あの人たちは、材料と求めることと、与えるといろんな発想出てきます。その発想が、仮説発想力という何かこれあるんですけども、ですから、そういう人たちにディスカッションしてもらってやってもらえれば、こんな専門家だと大体本読んでつくっちゃって終わりですよ。だから、その辺をもうちょっと力を入れてやっていただきたいと思います。

あと、それが国土利用と拠点づくりですけども、総合運動公園、これは選挙公約で村長が訴えておりますから、高橋村長が今回信任されました、大いにやってください、村民が望んだ1つですから、政策ですから。ただ、今、課長がおっしゃったやつは、9割行政側でやってください。じゃないとわからないんですよ。防災計画のとき思ったんですけども、これ村側がつかないとわかんないです、防災計画も委託業務では。そうすると、ほとんどのやつは積み上げていけますから。ですから、概算とか何かという専門的なところは1割ぐらいで、あとは本当に職員が携わってやったほうが私は成功すると思います。大いにやってください。

でも、バランスがありますね。これ7年後にやったら、2025年問題にひっかかるんですよ、金がなくなるんです。だから、その辺のバランスをここにどう今、西郷が提唱しているピンピンコロリですか、ピンピンキラリ、ピンピンコロリ、これをどう組み入れていくか。子どもたちの運動能力を高めるとかレジャーとか、部分いろいろあると思うんですけども、それをどう絡めていくか、そういうのも検討しながらやっていただきたいと思います。

前に3ページに戻ります。子ども・子育て支援事業、このニーズ、どういうニーズを調査したいのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業のニーズ調査でございますけれども、こちらは子ども・子育て支援事業計画のというものがございまして、こちらが平成31年度をもって期間満了となるに伴いまして、平成31年度に新しく子ども・子育て支援事業計画を策定することとなります。その前段のニーズ調査といたしまして、利用者ですとか保護者、また施設関係、行政を含め、いろいろな立場から調査を行って、よりよいものを、新しいものをつくるというような形で今年度実施するものでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） つくれと言われてつくっているという、もうみんながみんなこういう予算をつくるのには強制的に何年度までにどういうのをつくれとってつくっているようなところがあるんですけども、本来、子どもはどうあるべきか、今問題点はどういうのだという、もうちょっと狭い視野でこういうニーズ調査ってできるんですよ。もっと大事な調査資料になると思うんです。ですから、村側、西郷側が子

子どもをどういうふうにしたいか、どう育てていくのがいいか、他町村と比べてどこが魅力をアピールできるか、そういうのを1つ、上田議員が言ったように本当にコンセプトを1つ持っていないと、このお金226万8,000円使ってもったいないですよ。

子どもに関しては、保育所、幼稚園、小学校、中学校、結構外部委託しなくても学校側にお願ひすればある程度その調査というのはできるんじゃないかなと思います。外部、外部というのは簡単ですけども、なるべくその辺でも費用対効果とか、いろいろ考えながらこのニーズ調査はしていただきたいと思っております。これ本当に、学校だけでもできるような調査、学校にご協力願ってできるような調査じゃないかなと思っております。

次は、除雪費2,000万円、これは大変冬、今雪がどか雪が降って、業者さん大変だと思いますけれども、この委託している業者って何件くらいあるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） 鈴木議員のご質疑にお答えします。

現在、業者数としては18社に委託しております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 業者が何件でというのは、そこに重点はないんです。要は、これ重機を全て使いますよね、重機を使ってやりますよね。私、一般質問で防災対策やっていました。この提案は、除雪隊、防犯防災対策課みたいな形で、ここを1つにして、西郷で機械を持って、西郷の職員がそういう資格を取って、大型特殊ですか、資格を取って、何人かいてくれれば緊急のとき、すぐダァーンと崩れた連絡というものも必要なんですけれども、この行政側で雪が降って、朝降って全部掃いても、また吹雪とか何かで降る場合があります。あと、災害、土砂崩れとか何かというと業者を使わなきゃならない。

いち早く、5分で死にますからね、人間、息止まって。ですから、いち早く、1分でも1秒でも早く行くためには、こういう除雪に関しても土砂崩れに関しても、この自治体というか行政に1台でも2台でも、そういう重機を持って、すぐ対応できるような、西郷村役場の中にもそういう許可というか、資格持ったり、そういう人もあったらいいんじゃないかなと思ひながら考えておりました。

どか雪も降るし、小回りもきかないんですよ、業者さんも大変だとかって、同じ仕事があったり何とかとか、時間も朝方はできますけれども、中間で一般の村民から要望あってもすぐに対応できない、30分、1時間ではやっていただけますけれども、もっと早く対応できればいいのかなと思ひながら、ここにそういう施設なり、機器類を常設したらどうなのかなと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

現在の除雪のそういうふうな隊ですか、つくったらどうかというようなご質疑でございます。現在、村ではそういうふうな何々隊というのはないんですけれども、緊急

の出動ということで、現在、建設課のほうで運転、その機械の免許を持っている人員が4名おりますので、あと小型の機械も常備、いつでも出動できるような形でやっております。3台か4台、村のほうに役場のほうに小型のものいつも常備しておりますので、そういったときには緊急に出動できるような体制はとっております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 勉強不足で失礼いたしました。そういう隊があるのは頼もしい限りでございます。

それでは、じゃ次にいかせていただきます。次、6ページです。財政調整積立基金積立金2億4,120万円でございます。西郷村、大変財政的に健全でございます。

この積立金は、どのような性格のものなのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 4番鈴木議員の質疑にお答えいたします。

財政調整基金の内容ということでよろしいですか。（不規則発言あり）積み立て額については約20億円ちょっとです。財政調整基金につきましては、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てているということでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 村長も西郡の方々に、西郷は裕福だ、豊かだ、西郷はお金持ちだというのをたまに聞くときあると思います。基本的に行政会計は単年度会計でございますから、こういう金を大変持っているのも確かに素晴らしいことでございますけれども、これを持っていても行政サービスの向上にはつながりません。村民が今求めているものは何か、それを正しく把握して、あるものは使ってサービスの向上、今すぐばかりじゃなくて、それを10年後、20年後にそれが芽の出るような政策もございます。ですから、ためておくばかりも片方ではこれは不作為ととられかねません。ですから、有効にこの基金の活用をお願いしたいと思っています。村長、いかがでしょうか、そのことに対して。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質疑の途中ではありますが、ここで午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時40分）

◎会議時間延長の議決

○議長（白岩征治君） ここで、議長より時間の延長についておはかりいたします。

午後7時まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認め、午後7時まで延長いたします。

◎議案第60に対する質疑（続行）、討論、採決

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第60号に対する質疑を続行いたします。
4番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほどの4番議員の質疑にお答えします。

財政調整積立金、ためるばかりじゃなくて、行政サービスにしっかり使えということでありました。有効に使っていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） そういうことですね。今までお金あると言っている、行政サービスが他町村、特に白河と比較するようになるんですけども、結構国のほうを見て、補助金とか何かをちゃんとうまく利用して、財政的に西郷は豊かですから政策は上げやすいんです。いろんなことをできると思うので、本当にそちらのほうに目を向けていただいて、今、村長、一番最初に言った政策推進室、これを立ち上げて本当に村長が前の村長以上にやらなきゃならないという姿勢は見ておりますので、その辺をしっかりと国の、県の政策を見ながら、一つでも実行に移せるようにしていただきたいなと思っております。

続きまして、一番下の17番、小学校施設整備事業でございますが、これは決算説明会のところで中学校のトイレの話をして、ちょっとお金かかり過ぎんじゃないかなと思ったら大変立派な施設をつくっていただいたそうで、ただ、私たちというか学校は観光業じゃないんですよね。いいやつをつくればというものじゃなくて、私が思うのには用が足せる、そして1つ大事なものはみんなが使った後を掃除しなきゃならない。

以前、私、西一中のPTA会長をやっていたときはタイル張りだったんですよ。すごく汚かった、掃除していなかった。特に、職員室の便所に入ったんですが、汚かった。先生方も掃除しないのかなと思っただけですけども、イエローハットの会長、今、会長ですけども、あの人はみずから手で便所掃除をした。こういうのが社員に伝わって、あそこは立派な社員が数々出ております。

そういったところで、その便所掃除、そういうのも学校の教育の1つだと思います。自分たち使ったやつは使う前以上にきれいにすると、こういう姿勢が必要じゃないかなと思っています。今回のこの熊倉小学校の改修トイレ、その掃除しやすい材質にしたいなと思っているのが私の思いなんですけれども、こういう材質とか何かは行政側というか、村側では業者にそういう指示はしているのか、していないのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 4番鈴木議員の質疑にお答えいたします。

小学校のトイレ改修工事の設計業務委託といたしまして、業務につきましてはコスト面、いろいろ出していただきながら検討し、今のところは水洗いのできるようなタイル張りになってはいますが、乾式というんですか、ドライ化という形で進めたいと思っています。クロス張りみたいな形となっております。（不規則発言あり）から拭きできるということで、そういう形で設計業者と協議をしながら、また学校のほうの意

見を聞きながら、みんなで使ってきれいに使用することも指導しながら計画をしたい
と思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） そういうことですので、機能重視、過剰な備品は要らないと、そ
うお願いいたします。

続きまして、7ページ、給食センター、学校給食センターの回転釜と冷蔵庫購入費
でございますが、これは拠点整備事業の一環として今度新しく学校給食センターを想
定しているそうでございます。ですから、この釜、そこに連動できるというか、新し
いところにも使えるような回転釜か、冷蔵庫も今度新しい給食センターができたとき
使用できるような目的で購入されるのか、その辺のことをお伺いしますけれども、い
かがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 4番鈴木議員の質疑にお答えいたします。

給食センターの回転釜につきましては、平成16年度購入ということで老朽化とい
うことで、それについて取りかえということで購入したいと。冷蔵庫につきましても、
貯蔵量が増えているということで、衛生面を考え購入したいということで考えており
ます。

また、拠点づくりのほうに関連から移設ですか、そういう形でということでお話が
ありましたが、今の給食センター、熱源が蒸気ボイラーということになっております。
今後、建築に当たってはいろいろな観点から考え、今現在は電気、ガスが主流になっ
ておりまして、蒸気ボイラー式はちょっとほかの市町村でも使っているところがない
状況なものですから、そちらのほうについては今後検討しながら、多分移設して使え
ることはちょっと考えづらいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） もったいないですね。ちょっと何年の間かもしれないですけれ
ども、何かそういう、普通一般常識から考えると、次のことを考えながら今投資する
というのが一般的なんですけれども、これを使い捨てにしちゃうという、何かちょっ
と考えられない今答弁だったんですけれども、もうちょっと工夫して、私が言ったよ
うなやり方でやっていただいたほうが経費削減になるのかなと思っておりますけれ
ども、再度お伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 4番鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

議員のご指摘のとおりもったいないと思いますが、いろいろ今後検討しながら、今
現在のものにつきましては蒸気ボイラーということなものですから、今後いろいろ検
討しながら計画していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、足早というか、早口でこの平成30年度の補正予算について
述べましたけれども、基本的には一番最初に言った、上田議員と同じく、もうちょっ

とつくる前にこちら側の思い入れというか、どういう目的で、どういう使い方をしてという、その辺のことをもうちょっと整理しながら委託すべきでないかなというのも私の意見も同一でございますので、その辺をもう一度検討し直して税金を効果的に使っていたいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第60号「平成30年度西郷村一般会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号～議案第64号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第10、議案第61号から日程第13、議案第64号については一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本4議案を一括して採決を行います。

議案第61号から議案第64号まで、本4議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号から議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第14、議案第65号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号「平成30年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第15、報告第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第4号「平成29年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」は終わります。

◎報告第5号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第16、報告第5号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第5号「平成29年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について」は終わります。

◎議案第66号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、追加日程第1、議案第66号の審議に入ります。

この審議については、教育長、鈴木且雪君は、地方自治法第117条に規定する対象ではないので、いわゆる除斥の必要がありませんが、自分に関係する議案であるため退席したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

〔教育長 鈴木且雪君退場〕

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後3時53分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時53分）

○議長（白岩征治君） 議案第66号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第66号「西郷村教育委員会教育長の任命について」、本案に対する賛成議員

の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

教育長、鈴木且雪君の入室を認めます。

[教育長 鈴木且雪君入場]

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 暫時休憩いたします。

(午後3時54分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後3時54分)

○議長(白岩征治君) 教育長、鈴木且雪君が着席しました。

ここで議長より教育長鈴木且雪君に申し上げます。

ただいま採決の結果、議案第66号は同意することに決定いたしました。

ここで、教育長、鈴木且雪君から挨拶したいとの申し出がありますので、これを許します。教育長、鈴木且雪君。

○教育長(鈴木且雪君) 貴重なお時間をいただきまして、感謝申し上げます。

ただいまは、私の人事案件につきましてご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。11月1日より、さらに3年間の時間をいただきました。もとより、浅学非才の私であります。本村の教育課題の解決、また教育充実発展に向けて全身全霊取り組む覚悟でございますので、今後とも皆様におかれましてはご指導、ご鞭撻のほどを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(白岩征治君) 挨拶が終わりました。

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、追加日程第2、議案第67号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第67号「西郷村教育委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第68号に対する質疑、討論、採決

- 議長（白岩征治君） 続いて、追加日程第3、議案第68号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第68号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。
よって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
◎諮問第1号に対する質疑、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、追加日程第4、諮問第1号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
この件について意見のある方の発言を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 意見なしと認め、意見を終結いたします。
諮問第1号「西郷村人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。
よって、諮問第1号は、適任の意見を添えて答申することに決定いたしました。
◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第17、請願・陳情に対する委員長報告であります
が、請願第2号及び請願第3号は関連性がありますので、一括して委員長の報告を求
めたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。
それでは、一括して報告を求めます。
文教厚生常任委員会委員長、秋山和男君。
- 文教厚生常任委員会委員長（秋山和男君） 9番。文教厚生常任委員長審査報告をいた
します。
本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願2件につきましては、
9月14日、第2会議室におきまして、全員出席のもと委員会を開催し、審査をした
ところであります。
厳正なる審査の結果、請願第2号「学校給食費の無料化を求める請願」、請願第

3号「学校教育費の無料化を求める意見書」提出についての請願」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

○議長（白岩征治君） 委員長の報告が終わりました。

一括して質疑に入ります。委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより一括して採決を行います。

請願第2号「学校給食費の無料化を求める請願」並びに請願第3号「学校教育費の無料化を求める意見書」提出についての請願」、本2件に対する委員長報告は、どちらも採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、請願第2号並びに請願第3号は採択することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで発議1件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、議案を配付いたしますので暫時休憩いたします。

（午後4時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後4時02分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加日程の上程（発議第4号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました発議1件につきましては、日程第17の次に追加日程第5、発議第4号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎発議第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 発議第4号を議題といたします。

ただいま日程に追加されました発議第4号は、先ほど採択されました請願第3号に伴う意見書の提出でございますので、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第4号「学校給食費の無料化を求める意見書の提出について」、賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものであります。

おはかりをいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第19から日程第21、閉会中における継続調査の結果についてであります。各委員長より報告を求めます。

はじめに、議会運営委員会委員長、上田秀人君。

○議会運営委員会委員長(上田秀人君) 11番。議会運営委員長。

閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、第3回定例会に係る会期、議事日程等の諮問事項につきまして審議を行いました。

内容につきましては、お手元に配付した「閉会中の所掌事務調査報告書」のとおりとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長(白岩征治君) 次に、産業建設常任委員会委員長、矢吹利夫君。

○産業建設常任委員会委員長（矢吹利夫君） 10番。産業建設常任委員会委員長。

閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、7月6日午後1時30分から、全員出席のもと、村内企業の現況と展望に関する調査として、信越半導体株式会社白河工場の現地視察を行いました。

内容につきましては、お手元に配付した「閉会中の所管事務調査報告書」のとおりとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長（白岩征治君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、秋山和男君。

○文教厚生常任委員会委員長（秋山和男君） 9番、文教厚生常任委員会委員長。

閉会中における継続調査の結果についてご報告をいたします。

当委員会では、7月13日午前10時から、全員出席のもと、学校法人西郷幼稚園を視察し、村内私立幼稚園における幼児教育と、西郷村歴史民俗資料館及び羽太児童クラブの現地視察を行い、村の歴史財産の活用における施設の整備状況及び羽太児童クラブにおける利用者の現状と推移について、調査のため担当者からの説明を求めました。

内容につきましては、お手元に配付した「閉会中の所管事務調査報告書」のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（白岩征治君） 各委員長の報告が終わりました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第22から日程第26までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

おはかりをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（白岩征治君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（白岩征治君） これをもちまして、平成30年第3回西郷村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

（午後4時09分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月26日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 鈴木 勝久

署名議員 松本 孝信